

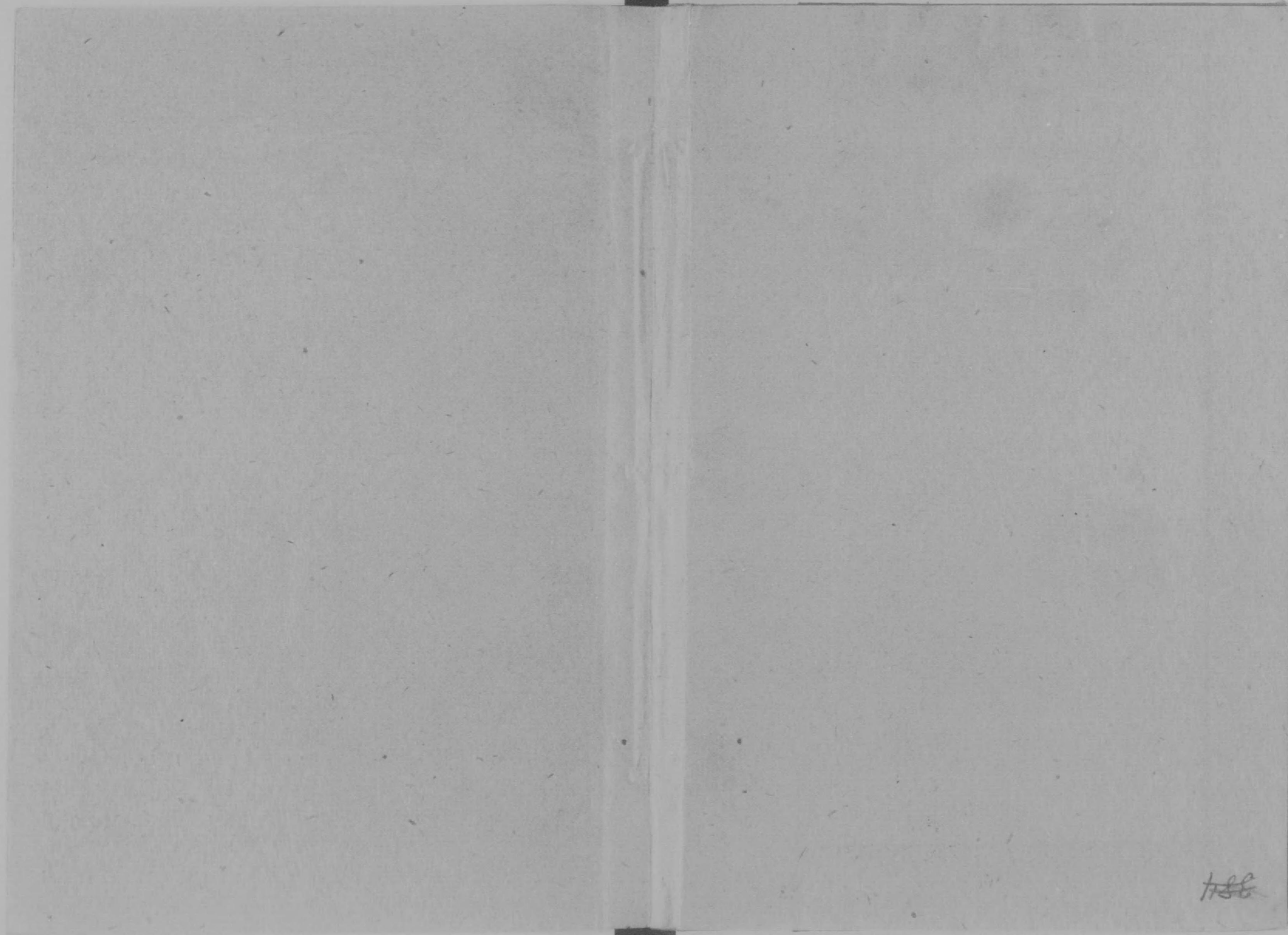
384  
237



始







1786



2-3601  
✓

高瀬承嚴著

聖德太子と其の事業

政教新論社



384-237

宗教大學長 望月信亨序

主佛教學雜誌 高瀬承嚴著

# 聖德太子と其の事業

東京 政教新論社

大正  
9. 8. 19  
内交



## 序

聖徳太子が我が國の文化に力を致し憲法を欽定して政治の本を樹て佛法を興隆して道德の範を示されたることは顯著の事實なり太子斑鳩宮に薨去し給ひてより將に一千五百年に垂んとし今や人々此の皇模を追懷し此の惠澤を感謝する切なるものあり高瀬承巖君は有爲の士にして學に篤く行に篤し今回一書を著はし主として太子の鴻業に就き此の事實を審にせんことを期せられたり是れ蓋し太子の芳躅を古に温ねて政治宗教の要諦を新に知らしめんとする



の意に出でたるものと謂ふべし予乃此の舉に感ず故に一言を卷首に題すと云爾

大正九年八月上浣

望月信亨識

## 自序

私が此の著を公に致しますに際し、先づ申上げなければならぬのは、私が太子關係の記録に就ての態度であります。太子一代の鴻業を記録したものは、其の實際を傳へて居ると否に拘はらず、其の種類は全く汗牛充棟も啻ならざる有様であり、此等の中何れに依るか最も困難とするところである。彼の日本書紀の如きは、太子關係の記録としては信ず可きものでありますけれども猶其の誕生の年に違算あり、殊に書紀の現行本は、平安朝に玩讀されたものは、内容に於て多少の相違がある様であるから、現



行本を以て悉く楯とする事が出来ぬ。太子を翼讚し奉つた傳記で、信ぜらる可きものは、聖徳太子傳叢書として大日本佛教全書中に蒐載せられて居る。けれども猶此れにのみ依ると云ふ事も、多少の危険が無いとも限らない。そこで、私は筆を起すに當り、太子關係の記録は一通り讀破し、其の中で古來傳へられて居る事柄でも若し夫れが史的背景を備へて居ないものは此れを除き、一個の傳説として云ひ傳へて居るものでも、其れが確實に史的背景を持って居る場合は此れを録し、一見從來の太子傳とは異常の差異あるものとした點であります。此れは私の獨斷であつて、多少の非難は豫期して居る。けれども、實際に太子傳を研究せられる方には相當に

参考となるであらふと深く信じて居る。

此の著を公にするに際し、先人の述作に依つた事は前に述べた通りであり、此の著の目的が研究に基いた通俗的讀み者であるがため、一々引用書を擧げるは、讀者に硬苦しい思ひをさせるに過ぎないと思ふたため、可成的此れを省略した。

此の稿成るには宗教大學長望月信亨師は史料の選擇に就て指導を忝ふし且つ序文を賜り、畏友小野玄妙君、藤本了泰君、塚本量遠君等は種々の方面に援助を與へられ、出版に就ては、里見義隆君、田崎達雄君等が其の衝に當られた。若し本書に依つて得らるゝところあらば、开は前記諸氏の賜であり、過失ありとせば、开は余不



敏のいたすところである。

大正九年八月一日

著者識

目次

第一章 文化の母……………一

第二章 佛教の將來……………五

第三章 新舊思想の衝突……………一二

第四章 幼年時代から少年時代……………四〇

第五章 四天王寺造立……………五〇

第六章 推古朝と明治維新……………六六

第七章 理想政治の實現……………七五

第八章 太子の神祇に對する觀念……………九一



第九章	新信仰の宣傳	九五
第十章	太子の外交政策	一〇九
第十一章	太子の社會政策	一一六
第十二章	太子の薨去及び家族	一二三
第十三章	太子の思想と其の由漸	一三七
第十四章	太子に關する毀譽	一四四

目次終

聖德太子と其の事業

高瀬 承 嚴 著

第一章 文化の母

今を去る一千三百五十一年前、アルポインが北部伊太利亞に王國を建設した年の正月、元旦朝賀の式も終へて、一同は時の陛下敏達天皇様から頂戴した醴酒に酔ふて、あるものは九重の御庭で蹴鞠に耽り、あるものは滞瀬定めぬためしと、謠はれた明日香の川に船を泛べて太平を壽いで居た、時しも午さがりの頃、一人の舍人は、足も宮の御廊下に附かぬげに急いで間毎々々に、亦御庭から外へと聲高らかに呼はつて馳せて居た、此の聲を聞きたまふた主上は更らなり、百官宰相は一様に千秋萬歳を唱えて、



恰かも正月と御節句が一時に來たよりも遙かに賑やかな喜びの聲を擧げたのである。此の喜びの聲は香久山、耳無などの山に木魅して大和島根の國中に響き渡つた、そも此の喜びの聲は何であつたでしょうか。

此の夜、橘の宮では、いつになく燈火がおそくまで焼々とゆらいで居りました、御父君用明天皇様は、初子つひごで居らせられる太子様の誕生に、御喜びは譬えやうもあらせられず、舍人や侍女などを指圖せられて一夜を殆どまんぢりともし給ひませぬでした。我が國文化の母であらせられます聖徳太子は、此くの如き喜びの聲に包まれ、誕生なされましたのであります。

古への記録は奇蹟を語つて居ります。敏達天皇様即位三年目の御正月の元日は、いつより一層麗らかな日でありました、朝まだきから天地神明を拜する儀式は、宮の大前に行はれ、式が終へて百官はそれぞれ退出致しました。此の時、用明天皇様は未だ皇

太子で居らせられ、橘たちばな豊日尊トヨヒノミコトと申上げて居ました、御妃は穴穂部間人アナホベノマヒトと申し、御二方とも欽明天皇様の御子で異母の御兄弟で、居らせられました。或夜のこと、妃の宮の御夢に、金色の僧が現はれ出て、妃に申上げるのには、

『吾に救世の願がある、暫く卿の腹オシミに宿ることを許され度い』

と請ふので、妃は夢の中に承知の旨を答へられると、金色の僧は喜ばしげに口中に飛び込んだと見て、御夢は早くも覺めました、すると間もなく妃は御懷妊の身とならせられ、月も日もだんだん積つて十二ヶ月目となつた正月元日の午さがり、妃は常よりも心地が良いと仰せられ、澤山の侍女等にかしづかれ、春霞棚引き渡る宮の御庭を、彼方此方とそぞろあるき遊ばされた。するとどうしたものか、俄に御惱みが起りました。生みの御惱みであります、かくて御厩のころまでおいでになりますと、もう一步もおあるきになることが出来ません。こと此所に至りましてはいたしかたがありませんので、誠に勿體ない事ではありましたが、御妃には御厩の内に御休みなさ



れますと、ほどもなく、幼いながらもそれは／＼雄々しい泣聲が起りました。かくて吾が國文化の母と仰がれます太子は南淵山ミナブナの麓、明日香の河畔、熙々と照りそふ春日の下に生れ給ふたのであります。歴史は冷たく、傳説は何となく暖かい。厩戸皇子と云ふ御名は此れから出たのであります。

さて御父橘豊日尊は、妃の宮が皇子分娩のよしを聞き召されて、御満足一方ならず、取るものも取り敢へず走つて御産殿に近づかせられると、不思議にも西の方から、赤黄色の光明が輝き來て、やゝ暫く殿内を照して居た、尊は此れを御覽になつて、殊の外に喜ばしげに群臣を召して仰せられるには、『生れた此の和子は、定めし世に勝れた者になるに相違ない』と、此の不思議の瑞相を御喜びであつたと云ふことである。

皇子は、御誕生の時から既に此の様な奇瑞があつて、ただ人でない御方であるが、更に驚く可きは、生れて僅か四ヶ月目に、早くも言葉を發し、亦人の言ふことを能く御曉りなされたと云ふ有様で、其の御聰明なものには、傍居る官人たちを驚歎させたとの

事である。

## 第二章 佛教の渡來

此れから太子の幼時の御有様を説く可きが順序ではありますけれども、太子の御事を申上げる前に、太子と深い／＼關係を起して來る佛教が、どうして我が國に傳はつてまゐつたかと云ふ事をお話し申ませう。

繼體天皇様が韓地征伐の爲めにお遣はしになりました近江臣毛野オホミノオミケノは、折角波浪と闘つて渡り種々と手段を盡したけれども、思はしひ成功を見せる事が出来ませぬ爲めに召し還され、其れに代つて任那大臣となつて征途に就いたのが大伴狹手彦オホトモノヤサヒコでありました。時の百濟の王様は、國人から聖明王と尊稱された程の賢君でありましたから、狹手彦は此の王様と協力して一方には新羅を威壓し、一方には任那等の政治改革に努めましたため、さしも騒亂の絶へる間のなかつた韓地も、暫時の間太平となりました。



韓地に佛法の行はれたのは、既に應神天皇の頃からの事で、任那の加羅國にはその頃の佛塔の跡が在つたと云ふにも拘はらず、我が國には其の頃佛教の傳はつたと云ふ跡は少しも認められぬ。我が國に佛教の傳はつた始めは、之れよりも百數十年後の欽明天皇様の十三年壬申の年であると傳へて居る。

歴史は公然の事を記すに止まり、傳説は更に遡つた事實を語つて居る。僅か一葦帶水を隔てた、而かも壹岐、對馬の間に往さ來るさの船の絶ゆる間の無い一國となつて居た韓地に、このやうに弘まつて居た佛法が、欽明天皇様の時まで、我が國の西國にも傳はらなかつたと云ふ事はどうしても信ずることが出来ませぬ。考へまするに、仁德天皇様が韓地に國郡を定めさせられました頃には、我が國にもキツト佛法が流布して居たにちがひない。けれどもそれは筑紫であるとか難波などのやうな三韓と交通の頻繁な所で行はれたのであつて、都には行はれなかつただけのことでありませう。それは丁度、應神天皇様の十五年に、百濟王が阿直岐を遣はして良馬二匹を献上せしめ

ました、そこで朝廷では輕坂上の厩に飼ひ、阿直岐を馬飼とせられました。所が此の阿直岐は馬飼ではありませんけれども、文字にも通じて經典が讀めましたものですから、太子菟道稚郎子の師とせられました、亦阿直岐は天皇様の御諮問に依りまして、王仁と云ふ學者を召し給ふようにと推薦致しました。そこで、天皇様は上毛野君祖荒田別巫別を百濟に遣して迎へさせられましたので、翌十六年に王仁が遙々論語と千字文とを携へて参りました様に、亦西洋語の輸入は、遠く天文年中からであつたのを、恰かも維新頃に初まつた様に考へると同じことで、誠に迂濶な話だと思はれます。

それから色々な藝術、手工と云ふやうなものも、支那朝鮮人の歸化に依つて傳はつて参りました。記録に見えて居る中の一二を述べて見ますと、應神天皇の十四年に、百濟王が眞毛津と云ふ裁縫の女を献じました、此の女は來目衣縫の先祖となつた人でありませぬ。亦此の年、百濟かも弓月王と云ふ王族が百二十七縣の百姓を伴れて歸化し、金銀珠玉を献上致したのでありますが、此の人等は何れも養蠶と、絹を織ることに優れ



た伎倆を持って居た人々でありまして、仁徳天皇の時には、諸郡に配置して養蠶と製絲紡織に従事せしめ、絹を献上せしめられました、後ちに此の八等は秦比と云ふ一族の先祖となつたのであります。亦同じく二十年には、後ちに倭の漢直の先祖となりました。阿知使主と、其の子の都加使主と云ふ兩人が十七縣の人々を引きつれて参りました。是等は丁度明治になつてから、吾が同胞が萬里の波濤を蹴破ぶつて北米や、布哇に出稼をしたと同じく大なる移民を企てたのであつた、亦當時の吾が朝廷では、神功皇后が三韓征伐をなされて、其の結果、年々彼の國から珍らしいものを貢いで來るのを見て、彼の國が遙かに我が國より開け、學問、藝術等あらゆる方面の新らしいものを要求して居る時でありましたから、是れらの移民は非常に優遇をなされたのであります。ために立派な學問や藝術など云ふものが、丁度堤を決する水の様な勢で大和島根に押し寄せて参つたのであります。大正の今日では本一冊造るのにも、全く獨力でやれる様になりましたが、明治の初年には、紙と一緒に亞米利加から送られた手摺りの印刷

機械を見て、是れは何であらうとヒネクリマハシ、態々横濱迄亞米利加人を呼びに行て説明を聞き、始めて印刷機だと云ふことが知れた如く、飛鳥川のほとりで太平樂を謠ふて居た文明の花も、其の元を質せば、是れらの移民に依りて其の芽を植へ附けられたのであります。

我が國に文化の花が咲き初めるに至つた徑路は、大略右の様な次第であります。此の様にだん／＼と色々なものが傳はつて参ります間に、佛法も彼等歸化人の間に信仰せられて居ましたために、彼等と共に傳はつて來ました。いでや是れから佛法が我が國に傳はつて來ました交渉を叙べませう、春の宵のねむけ覺しにお聞き下さい。

大伴の狭手彦が任那大臣として駐在して居た時、百濟の聖明王が任那幸福の三策を協定して丈六の佛像を鑄造し、之れを任那府に安置し、盛大なる開眼供養を行ひ、狭手彦も此の法會に列席して焼香禮拜したことがある。此の事があつて間もなく、我が大和朝廷にも丈六の佛像を献ずる事となつた、そして佛像が大和朝廷に到着した年代



は欽明天皇十三年壬申の年であると日本書紀に記してある、けれども更に信す可き史料である法王帝説には欽明天皇の六年、即ち戊午の年であると云ふてある。此の佛像の渡來の手續は、思ふに任那大臣狹手彦の幹旋になるものであるらしい。

此の時天皇は御歳未だ三十路にも達せられぬ時であつて、大臣は蘇我の稻目、大連は物部の尾與と云ふ人であつて、共に大和朝廷に於けるきけものであつた。

此の佛像奉獻の使者となつた人は、百濟朝廷でも、なか／＼に人選に骨が折れ、やつとのことで西部姫氏と云ふ姓で二品の位（達率）にある奴唎斯致契と云ふ方を其の任に當てられました、奴唎斯致契さんは云はゞ特命全權公使の格で、多くの部下を伴れ、金銅と云ふと銅に鍍金したお釋迦の像一體と、佛様の御説きになつたことを綴つてあるお經、お經を後ちの聖人等が註釋せられた論と、亦佛様を御祠りするに使ふ幡と天蓋とを、聖明王から我が朝廷へ献上せらるゝに就いての上表文、即ち親書とを携へて到着せられました。

かくて佛教は正式に百濟から我が朝廷に傳へられました、其の時の上表文と云ふのは『是の法は諸法の中で最も殊勝であつて解り難く亦入り難い、周公や孔子すらも尙知る事で出来なかつた法である。此の法能く無量無邊の福德果報を生じて終ひに無上菩提を得る迄に至る事、丁度人が寶を持て居れば、思ふまゝに使用する事が出来る様である。それであるから天竺や支那は申すに及ばず、三韓の國々までも一ヶ國として信仰しない所はございませぬ。そこであなたの御國でも、御信仰遊ばしたならば、民は安らかに、國は豊になつて、其の功德と云ふものは尋常一様とないと存じまするに依りて、私の臣の奴唎斯致契を遣はして、品々を献上致しまする、此れは曾て佛様が、我が法は漸次と東方に流布すると云ふ事を豫言なされましたに基いて、東の方の大王様に申傳へるのでござります』と云ふのでありました。天子様は佛像の端嚴であるのを御覽になりましたして信心を起し給ひ、誠に結構な教が傳つて參つた、有り難い仕合せであると御喜びなされ、百濟の使者に向つて『朕は未だ曾て此の様な微妙の法を聞い



たことがない」と仰せられ、太く御いたはりになりました。亦天子様は、群臣に向つて『朕は誠に始めて此の様な立派な相好をして居られるお像を拜見致した』と仰せられ、御心の中には一日も早く此の佛を禮拜し、亦微妙の法門を聞き度いと思召されてあつた、けれども事は國家の重大問題であるために、なか／＼の御思案を遊ばさねばならぬのでありました。そこで此の事を御諮詢なされようと云ふので、翌日は早速御前會議を御開きになりました。

### 第三章 新舊思想の衝突

親子の間でさへも思想に徑庭ある時は物議を醸す事は屢々ある、云はんや胸に一物ある二者の間に異つた思想を懐いて居ては、到底平らかに事は治まろう筈がない。警保局でクロボトキンの萬人の理想を紹介して居る雑誌類の發賣禁止を命ずると、却つて其の雑誌が少數になつたとは云へ讀む人の數は其れに反比例する如く、一は古い思

想で仰へようとするし、一は却つて其れに依つて頭を擡げる様に衝突は免れることが出来ない。

百濟から佛像が傳へられた翌日の御前會議に列した人々は、それ誰々であらう。大臣蘇我の稻目、大連物部の尾輿、中臣の鎌子などを始めとして一代の大官方でありました。そして決せらる可き問題は

新らしく傳へられて來た佛のみ教を信す可きか否か

是れでありました、問題は決して簡單でありませぬ、徳川幕府の末に行はれた開國攘夷の論議よりも、更に事は面倒でありました。

此の時、大臣蘇我の稻目が申上げるのには『私が考へまするに、此の度び渡つて参りました佛のみ教と云ふは、我が國では誠に珍らしいものでござりまするけれども、支那や三韓などでは已でに／＼早くから此れを禮拜し信仰して居りますのに、獨り我が大和島根ばかり禮拜信仰しないと云ふことは、物の道理を知らぬ野蕃人のあつまり



であると誹られるにちがひありませんから、是非とも御採用遊ばされることを願はしう存じまする』と、此れを聞いて居た大連物部の尾輿は『我が國には、昔から八百萬の神様が御出でになつて、國土を安全に保護して居て下さるにも拘はらず、新らしく外國から來た様なものを信仰したならば、それこそ神様の怒りに觸れ、國は荒れ、民は飢に泣く時がスグ來るに相違ない』と申し上げますと、中臣の鎌子は其れに附け加へて『いかにも物部殿の申される通りである、我が國は神國でありますに依て、どうか我が國神を拜して、外國の神などは御祭り遊ばさぬ様に願はしう存じまする』と主張致しました。

所で此の諍の眞意は那邊にありませうか、どうか皆様御考へ下さい、私は更に私の考へを今少し序に述べさして戴きます。

飛鳥川のほとりは燃ゆるばかりに紅葉して居ります、都大路は綾錦とりぐの粧し

た觀楓の人の往さ來るさに目まぐるしい様でありますのに、此所朝廷の大廣間では御前會議が早朝から開かれた、互に口角泡を飛ばして、まるで世界を異にして居ります。そも何故でありませう。

さて此の交渉を話すのには勢ひ姓の問題から片付けて行かねばならぬ、そこで大臣とか大連とか云ふ名は何を云ふのであるか。臣と云ふのは王様から出たもので天皇の御子孫であるが、連は神族で、臣下の功勞ある貴族の子弟である。そうして臣と連とには大臣と大連とがある。此れは多くの臣を有するのが大臣で、多くの連を統率する首領が大連と云ふのである。此の二つは昔から部下を引率して直接政務の要局に當つて居る、云はば今日の各省の大臣である。物部氏は古くから政務に關した大連の家柄であつて、蘇我氏は武内宿禰以來、大臣の家柄となつて居るのである。物部氏は非常に古い家柄であつて、もと武族であることはモノノフの語原になつて居るのも明らかである。神武天皇が御東征を行ひなされて大勝利を得、大和に都を奠め給ふた時、



命を受けて御殿の守衛に與つた武族は久米と大伴と物部の三氏であつた、久米部を引卒したのが大久米命で、大伴部を統率したのは道臣命で、物部を率ひたのは可美眞手命ミコトであつた。ところが以上の外に更に中臣氏、齋部氏と云ふものがある。古代祭政一致の時には、天神地祇や祖先の神靈を祭祠する事と、外敵を征伐することが二大事業であつたから、其の外敵を防禦するのは大伴、久米、物部等の役であるが、祭祠の方は中臣、齋部の二氏が掌る所であつて、齋部は主として齋藏の神物を掌る一部族で、其の首長を齋部首イムベノオホトと云つたが、早く勢力を失つた様である。中臣はナカトリオミと云ふ事で、神人の中間に立て諸事を掌る役である。此の様に一方には武族あり、一方には祭祀族があつて朝廷の二大重要事を分掌して居たのであるけれども、世の中が段々と進んで来るに伴れて、祭政一致と云ふ事は出来ない様になつて来た、それは神を祭る事の外に所謂俗務と云ふものが生じて来たので、俗務と祭祀とを混同するのは神を瀆す恐れがあるから、終ひに崇神天皇の時に、神器を宮中から笠縫村に御遷し申し、こ

ゝに神聖な祭祀と俗務とを分ち、神宮と皇居とは明らかに區別せられたのである。そこで従來祭祀に關係した中臣、齋部の二氏は、自然と宮中と遠かる様になり、俗務に關係する事は、天子様の側近奉仕の大伴、久米、物部など云ふ人の手で處理される事となり、政權と云ふ様なものは、自然此の三部族に左右せられ、其の後ち久米氏の勢力が衰へて、景行天皇の頃からは物部、大伴二氏の執政の世となつたが、次ぎの成務天皇の世武内宿禰が大臣となり、大連と相竝んで政務に關與するととなつた。

時は刻々に経過する、大伴氏が任那問題で失脚して、一時は飛ぶ鳥をも落す勢ひのあつた大伴金村が政局を退いてからは、全く物部、武内二大族執政の世となつた。物部氏は其の一族極めて多かつたけれども、其の中で互に大連となつたのである。武内氏の方は葛城圓カツラギノツブラが大臣となつたが、此の人は眉輪王マユワが安康天皇を弑し奉つた時の騒動に、雄略天皇のために殺されたので、其の次には平群眞鳥ヘケリンマドリが大臣となつた。眞鳥は武烈天皇の世に無禮があつた爲め、大伴金村が勅を受けて之れを誅した。そこで今度



は臣勢<sup>コセンオビト</sup>男<sup>オ</sup>人が代つて大臣となつた。其の後ち宣化天皇の御即位になつた時に、蘇我稻目が次いで大臣となつたのである。此の變遷の間に、大連と大臣と云ふ朝廷の執政者中には、互に政權を争つた事蹟がある様に思はれる。平群真鳥が大伴金村に殺されたのも、大伴金村が物部尾與に斥けられたのも、亦金村の失脚後、其の子である狹手彦が再び用ひられて任那總督となつたなど、其の間の事を考へると、慥に政争關係が混み合つて居る事は相違ない。そこで亦佛教傳來の當時に於て、蘇我氏と物部氏との間に佛教を信す可きや否やに就て争の起つたのは、亦内部に暗々政權争奪の意が含まれて居たと云ふことは想像するに難くない。亦此の外に外國の文明を國內に入れるか否かと云ふ、新舊思想の衝突が加味して居たと云ふのも疑ふ可き餘地がない。國史を繙いて見ると、武内宿禰が神功皇后に隨つて三韓征伐をして歸つてからと云ふものは、武内の子孫は兎角外交のことに關係した傾きがある、隨つて此の一族は最も外國の事情に通じ、且つ外國文明輸入に力を盡したに相違ない、所謂開國新思想の人であつたで

あらう。此れに反して物部氏には殆んど此の様な歴史がない、中臣氏などと相結んで、蕃神を敬する時は、八百萬の神が御怒りになるだらうと云ふ考を持つ鎖國攘夷の保守黨である。それから亦大伴氏と云ふのは、むかしから外交の事に關係して居て、當時の霞ヶ關一派でありました。

そこで此の御前會議の結末はドウなつたか、嘸かし皆様は御退屈な事でございますいたでしやう、ドウゾ我慢して下さいませ。

元來蘇我元老と大伴一族とはいつも同意見をもつて居たのであります。それは前にも申しました様に共に朝鮮問題につきて接近する機會の多いところから、思想もなかなかハイカラであり、亦佛教に就ては、多年朝鮮に駐屯して居たものなどに依つて、其の内容を十分に知つて居る所から、此度びの事件に關しては相提携するのは當然である。是れに反し物部氏は朝鮮問題について總督狹手彦と意見を異にして居るところから、佛教傳來に就ては嘸かし狹手彦が暗々に運動して居る事であらうと思ふては、



假令心には信仰したくとも感情上、ドウシテモ此れを入れる事に賛成は出来ない。のみならず現代の政治が閥族政治である如く、當時は氏族政治であつて互に権力争ひに日も維れ足らずと云ふ有様でありましたのと兩方で、此の御前會議は終ひに御流れとなり、爲めに天子様は折角信仰しようと思ふて御開きになつた御諮詢會議が駄目となりましたから、禮拜を思ひ止まらせられ、さらば佛像や經卷は、稻目に遣はすから、試みに拜禮して普ねく信仰の者に勧めよとの有り難い勅諭を受け、大に喜び承はり、小治田の宅地向原を淨捨し、寺を建立して之れを安置した。これが我が國に出來た寺の始めであります。此のお寺は後に櫻井寺とも、豊浦寺とも、向原寺とも稱へられて居りました。

然しお待ち下さい、私は今寺の建てられたのは此の時が始めだと申しました、けれども其れは天子様から御許しになつて出來た始めであつて、私に寺を建て、佛をお祀りしたのは更に古い事であります。扶桑略記や塵添 囊抄を見ますると繼體天皇の十

六年の二月、難波に孤舟を乗り捨て、一族郎黨を引き連れて大和路指して急ぐ老翁があつた。高市郡坂田原に著くや、郎黨を指圖して見るからに不思議な堂を建て、中には光り眩ゆき像を安置して禮拜供養を行ふて居た。隣の者はいと珍らしげに日々其所に行て異様の風彩と、見なれぬ像とを見て互に何であらうと私語き合ふて居た。老翁は日々集り來る者に手マネ口マネで以て信仰を鼓吹した、暫くする中に此の界限では此の異様の像を伏し拜まぬ者とはなくなり、互に異域の神と云ふて崇敬を怠らなかつた。此の老翁は南梁から海外萬里の波濤にもまれて漂著した司馬達等と云ふ者であり、持て來たものは佛像であつた。後ち彼れは我が國に歸化し亦、彼の子孫は佛教を我が國に傳播するに最も努めたのであつた。

所が、向原寺が創められて間もなく、疫病が流行して死屍山を成すと云ふさわきが起りました。尾輿や鎌子は『これは私たちの申上げたことをお聞き入れなく、異國の



神様を御迎へ遊ばされましたため、八百萬の神様が御怒りなされて此の慘憺たる有様を顯はしめられたものであります、若し此のまゝに棄て置きました時は、國內にどの様な事が起るか知れませぬから、一刻も早く彼の向原の寺を焼き拂ひ、彼の佛像を毀て、人民の暴動を未然に防がなければ、引いては陛下の御身も危ふござりませうと、それはくおそろしい權幕で申上げました。そこで陛下は御致し方もございませぬから、然らば汝等良きに計らへとの仰せが下りましたので、二人は喜び勇んで早速、部下のものに指圖して向原の寺を焼き、佛像を難波の堀江に投げ込ませました。亦不思議なことは、此の日風もないのに、向原の殿堂を焼いた焔が飛んで、天子様の御殿に延焼しました。そこで亦あられもない風説がそれからそれへと傳はりました。此の事が有りましたのは、當時の歴史を書いた日本書紀では佛法渡來の年であるとありますけれども、渡來したのが十月であり、蘇我氏が勅許を得て小治田の住宅を寺としたのは、假令渡來の翌日に許を得たとしても、種々の準備に相當の日を重ねても居りませうし致

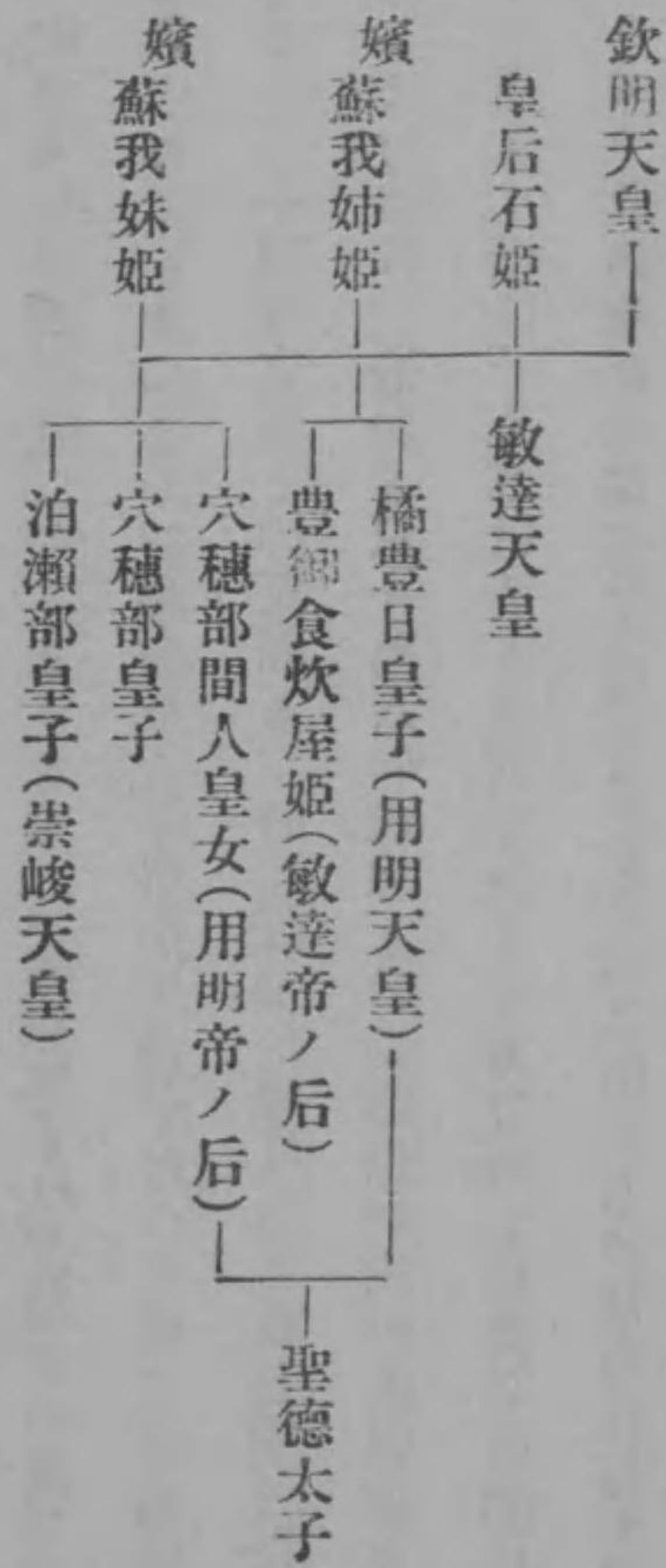
しますから、實際に禮拜供養したのはいくら早くとも此の年の末か、さもなければ翌年であらうと思はれます、のみならず書紀には疫病が流行してから已でに久しふして愈々多しと云ふてありますから、向原寺焼打らの事は、どうしても此れから遙か後年のことではなければ書紀に記してある文面が意味をなさぬことになります。そこで私が思ひますのに、前にも述べましたやうに、今度の佛教傳來と云ふ事は、前々から二氏反目して居たのに油を差した様なもので、此れをきつかけに互に勢力を振り合はうとした所が、天子様の御英斷でいづれともせず、すきなものが祀れば良からうと云ふことになり、蘇我氏が私に祀ることになりましたから、いくら物部氏の方でもそれ以上に兎やかう云ふ事が出來ず、殆ど袖手傍觀と云ふ態度で居たらうと思ひます、それから暫くは何事もなしに過して居たが、折悪しく疫病流行と云ふことになつたから、此れをきつかけに亦ぞろ喧嘩を吹きかけたものらしいのであつて、此の焼打の事件のあつたのは法王帝説に依ると庚寅の歲だとあります、庚寅と云ふのは欽明天皇様の即位三



十一年頃であつて、佛教が來てからは丁度十九年目に當ります。此の年は欽明天皇様御かくれの前年であつて、亦蘇我稻目が死んだ年であります。どうも考へますのに此の法皇帝説に記してある方が事實らしく考へられます。亦佛像を難波の堀江に投すと云ふことも考ふ可き餘地があると思ひます、何もわざわざ大和から難波迄、交通の不便な時にかついで行く事もないでしょうし、亦難波の堀江と云ふのは今の大阪ではない大和高市郡だと云ふ説もありますけれども、それも信じられたものではありません、難波の堀江などと云ふ説は更に研究す可き餘地が十分にあります。私は此の時の佛像は、殿堂が焼けたまゝ露佛として棄て置かれたであらうと思ひます。成る可く此の冊子は考證と云ふ方面から遠のいて、あつた事だけを書くつもりでしたけれども、思はず筆が走りました。

欽明天皇が御崩ヲカゲになりまして其の後の御位に即かせられました天子様を敏達天皇と申上げます。此の天子様は、佛教に對して如何様な態度を御探り下さつたでしようか、

此れを語るには餘談ではありませんけれども、敏達天皇の系圖を考へる必要があらうと思ひます。御父様で居らせられます欽明天皇は、宣化天皇の皇女石姫を皇后とせられ、その御腹から生れさせられましたのが敏達天皇でござります。そして欽明天皇は石姫の外に蘇我稻目の娘二人を嬪として、其の腹に五人の皇子皇女がござります、此の冊子の御主人で居らせられます聖德太子とは深い關係がありますから、次ぎに圖で以て示して見ますと





敏達天皇が御即位になりますと共に、蘇我馬子は父稻目の後を襲ふて大臣となり、物部氏の方でも此れより數年前から守屋が大連となつて居て、相變らず互に反目し合つて居り、亦朝鮮支那との交際も、時に任那が離反など致して居たとは云へ、兎に角繼續して行はれ、恰かも只今萬人の理想と云ふ思想が我が國の津々浦々迄も押し寄せて來て居ます様に。それは、大河を決する勢で新しい文明の潮は大和島根に流れて參ります。此の頃の都は、死の穢を忌むと云ふ所から一代毎に都が變へられた習慣で、河内の大井の宮でありました。

そこで敏達天皇様は、佛敎に對して如何様な態度を御取り下すつた事でしょう。それに就いては學者は二種の説を立て、居ります。その一つは欽明天皇の皇子皇女六人居らせられる中で、敏達天皇を除いて他の五人は凡べて蘇我氏から出た方の御腹である、そして蘇我氏から出た御姉妹は入内せぬ前から向原寺で父母兄弟と共に佛像を禮拜し、説法を聽聞して之れに歸依して居られたこと疑ふ餘地のないことであるから、

後ちに生み奉つた皇子皇女方も、嘸かし伴れられて向原寺に詣で、佛法を御信仰遊ばされたのであらうけれども、獨り敏達天皇は皇后の御腹であり、亦非常に文學歴史等を好んで讀ませられたから、佛法御信仰のことなく、寧ろ佛法排斥の御企てがあつたと云ふのである。今一つは、此の時は已でに佛敎流布の勢力は非常なもので、高麗、百濟、新羅等から經典、僧侶、鑄金師、佛師、造寺工などが續々と歸化して來るし、難波にも、京師にも私立の寺が次第に増加して居たことであるから、學問ある天皇が無下に此れを排斥しようなど愚な企ては決して起し給ふ筈がないといふのである。然し此の兩説は何れも考へ過ぎたものの様である、成る程此の天皇の時代は盛に佛敎關係のものが傳へられた。天皇即位の六年正月、大別王と小黒吉士とを百濟に派遣せしめられました、そして此の年十一月、大別王一行が歸朝する時、百濟王の威徳王は、經論若干卷、律師、禪師、比丘尼、呪禁師、造佛工、造寺工六人をつけて献上致しました。是れより先き大別王は難波に私で寺を建て、居られたと見えて、勅命でそこに置



されました。同八年十月には、新羅から柵斯政奈未を遣はして佛像を献上しました。亦十三年には、百濟に駐劄して居ました鹿深王は彌勒菩薩の石像一軀を、佐伯連は佛像一體を持って歸朝して参りました。そこで此の二つの像は如何に分配されたことでしょうか。蘇我の馬子は、此の新來の佛像を何よりも先きに頂戴し度いと云ふて家に持ち帰り、宅の東の方に佛殿を建立して此れを御祀り申上げた、けれども佛ばかりあつて此れを如何に御祀り申す可きかと云ふのが分らぬために、當時民間で盛に佛法を弘めて居た司馬達等と池田直氷田との二人に頼むで、修行者を索ねさせましたところが、高麗の僧の惠便と云ふものが、早く布教にやつて來ては居たけれども、まだ十分のきゝてがなかつたため、播磨で還俗して田を耕して居たのを見つけ、此れを都に伴れて來ました。馬子の喜びは到底御話しにもならぬ有様です。一方司馬達等の家では、云はゆる機縁熟せり、時節到來せりと云ふ喜びでもつて、僅か十一になつたばかりの島子さんと云ふお嬢さんを惠便に就て出家せしめ、名を善信と改めさせました、此れが何し

ろ日の下開山の尼僧であります、今で云はゞ眞新婦人と云ふ格であります、所が島子さんが出家得度したと云ふことを聞いた漢人夜菩の女の豊子さんと、錦織壺の女の石子さんの二人は、早速と島子さんの許へ走つて行つて、どうか貴女の弟子にして呉れとせがみました、そこで島子の善信さんは二人の親に相談して彌々二人を弟子とする事にし、豊子さんを禪藏、石子さんを惠信と改名せしめられました。此くの如くして舶來の修行者と、和製の修行者とが立派に出來ましたから、馬子の得意思ふ可しであります、仍て司馬達等と氷田との二人を寺の奉行に命じて色々世話させ、日々盛に佛事を行はせました。けれどもそればかりでは未だ満足が出來ず、石川の宅に佛殿を建てた。

少し前に私は、敏達天皇が佛法を信じられたか否かと云ふ議論は考へすぎたものであると申しました。餘談ではありますが、此所で少し私の考を述べさせて下さ



敏達天皇はどちらかと云へば佛教を御信仰にならなかつたのであります、それは蘇我氏の出であるないと云ふ様な簡単な問題ではありませぬ。天皇はその様な感情問題で御信仰にならなかつたのではない、もつと／＼深い理由があつたからである、之れは對外問題で非常に苦心して居らせられたから、佛教など云ふことに迄御心を傾けて居らせられる暇がおりなさらなかつたのである。何故と云ふに、父の帝が御崩れ遊ばす時、枕もとへお召しになつて『朕の疾はもう快復の見込みがない、朕のなきあとは汝心を一にして天の下を治めよ、特に先々から我が屬國となつて居た任那は、今や新羅のために蹂躪せられて居る、朕の在世中に此れを恢復しやうとしたけれども、命旦夕に迫つて如何ともすることの出来ないのは何よりの心残りであるから、汝宜しく任那府を再興して呉れ、此れ朕が臨終の頼みである』と仰せられ、四月一日六十三の聖壽を以て御登遐あらせられました。天皇は此の御遺言が常に耳の底に残つて居て、

何を遊ばすにつけても先づ任那府再興と云ふ事を御考へになつて居らせられました。

そも任那府が滅亡したのはどう云ふ原因に由つてあるか。それは決して我が朝廷の威信が失墜したためではない、守備の兵は寧ろ多く且つ剛強であつて、鎮壓するに何不足はなかつたのであつた。けれども新羅、高麗、百濟等は、皆支那から新式の文明を吸収し、國際公法であるとか、内政の方面でもなか／＼我が國の及ぶ所では無かつたため、日本から彼の地に駐在して居る官吏も、亦朝廷に居る官吏も、其の多くは彼等の操縦に瞞着され、てんでに己が任所の國に依怙最負して黨派争ひをなし、朝廷に居る官吏は彼の地から貢物さへ來れば、先方の事情は如何様になつて居らうと平氣で居ると云ふ有様であつた。それがため常に彼等に欺かれ、彼等を平定せんとして兵を起すために諸國は疲弊し、彼の地に居る官吏は、漸々と人馬を失ふと云ふ様な事情が纏綿したため、垂仁天皇以來の任那府は滅亡するの止むなきに至つたのである。

此の事情が明らかとなるに連れ、單に兵力ばかりでは恢復する事が出來ぬと云ふ事



情も分り、先づ朝廷では大改革の評議が屢々行はれるけれども、なか／＼に纏らず、此の間、新羅、百濟からは進貢使が来て前よりは遙かに澤山の貢物を持つて來たりして朝廷の御機嫌直しをして居た、のみならず新羅からは自分が侵略した任那の分迄も添へてやつて來たけれども、天皇は御心を緩め給はず『新羅が貢物を持つて來るとも任那府再興の事を忘れてはならぬ』と仰せられ、亦時には新羅、百濟等の朝貢使を逐ひ還し給ふたことなどもあつて、天皇の對三韓政策と云ふものは尋常一様ではなかつた。爰に天皇は、達率日羅が、非常に勇猛で亦賢者であるのを聞かせられ、之れを百濟に召さしめ給ふた。日羅は葦北國造刑部靱負の子であつて、靱負は宣化天皇の時、大伴金村の命で朝鮮へ行き、阿利斯登小王と云ふ意となつて居た。日羅は父の歸朝後も彼の國に留つて使へて居たが、賢明であつて武勇も勝ぐれ、世に聞ゆる大政治家と稱せられ、彼の國の達率の位に進み重望を荷ふて居た。天皇は此の日羅を呼び寄せて任那府再興の政策を定めんと思召され、使を以て歸朝を命じ給ふたけれども、百濟王は非常に惜

しむで容易に應じそふにもなかつたため、特に吉備海部羽島キヒノアヘンハジマを彼の國に遣はし歸朝を促されました、そこで百濟王も止むなく日羅を送り届けしめられる事となつた。かくして日羅は天皇の即位十二年も將に暮れんとして居る時に吉備兒島の屯倉に到着した、朝廷からは早速、迎への者を出して大和の阿斗桑市アトウサヰに居館を給はつて其所に住まはせる事になされました。

かくて天皇は、阿倍目アヘノメ、物部贅子モノベノコエゴ、大伴糠平子オホトモノヌガヒラコ等を遣はされ、對三韓政策について御諮問が御座いました、其の時の答は『天皇、天下を治めむとの思召でございましたなれば、先づ人民を愛育することを誣要となさいませ、どうか群臣をして協力治を圖り、上下富み豊かに、不足する所のない様にして下さい、此の様にする事三年、國豊かに民安らかなつて、然る後ちに兵を興し給ふたならば、民草は朝廷の御恩に感じて一生懸命、國難に當る事でござりませう』と云ふ事を述べ、それから百濟、新羅等の陰謀などに對する方策を申上げました。



此の献策で以て朝廷でも御決心が付き、それぞれ内治外交のみに深慮をめぐらされる事となつたのである。然し天皇は、此の献策に依準した政策で任那府再興の完成を見る事なくして、即位十四年に四十八の御齡を以て崩御あらせられ、日羅は百濟から附き添つて來た使者の一人に、日羅の献策が百濟に不利であると云ふ所から暗殺の悲しい運命に陥られた。右の様な事情で敏達天皇は在位十四年間、一日の寧日とてもないと云ふ位に國事に御盡し下されたため、未だほんの一部分にしか行はれて居なかつた佛教に迄、聖慮を廻らして頂く事が出来なかつたのであらう。猶佛教に對しては極めて簡單に考へて居らせられたと云ふ事は、即位十四年二月、大臣蘇我馬子は大野の丘（今の高市郡和田村）見るも誠に珍らしい、いや珍らしい所ではない、此れまでの我が國人には、家と云へば板葺の而かも平屋しか見たことのないのに、其の時は二重であつたか三重、五重であつたか明らかではないけれども、兎に角塔と云へば相當に重なつた屋根もあつたらふし、屋根の四隅には鈴鐸も著いて居たであらふ、亦之れまでのやうな板屋根

でなく瓦で葺き、或は丹碧が塗られたことであらう、嗚や此の屹立した立派な大きな塔—卒都婆、制底—Stupa Chaitiが高い高い大野の丘に建てられ、輝く旭が其の屋根を照した時、其れを見た都人は何と思ふたであらう、今から十年前、始めて飛行機が所澤から帝都の上空を辛ふじて飛んだのを見たよりも更に更に驚異の眼を以てした事であらう。今から其の當時を想像して見るだけでも心地良い、我も我もと若きは老を扶け、妻は夫に、兒は親に抱かれ、近きは日に幾度となく、遠きは宿を求めて見に來たことであらう。去年出家した三人の尼僧は、惠便を始め先きに百濟から來た律師、禪師、比丘尼などと共に慶讚の大法會を勤めたであらう、天地分れて豊葦原が出來て此の方始めての盛典が行はれた事である。此れを見た馬子の得意思ふ可きであり、亦守屋、勝海の胸の中にはどの様に炎が燃えた事でありましょう。

好事魔多しとは何時から始まつたか存じませぬけれども、馬子が此の様な喜びの日を送つたのも漸く九日、十日目には身體の自由も利かぬ重き病の床に就きました。そ



こで彼は早速卜者を呼んで、病氣の原因を尋ねますと、卜者の申しますには『これは汝の御父様が御信仰になつた佛の御心でござります』と、かくて聞いた馬子は、急ぎ使を以て天皇に申し上げますのに『陛下、臣が病氣の原因を卜者に見せました所が、佛の御心であると申しました、どうぞ佛を祀り、臣が病氣の平癒を祈ることをお許し下さいませ』と云つて、公然と佛教を信することを御願ひ申上げた、すると天子様は『卜者の言に依て汝の父が信仰した佛を祀れ』との御許しを頂きましたから、非常な喜びで以て、彌勒の石像に向つて延年轉壽を祈りました。所が丁度此の時に當つて天下に悪疫が流行し、病人のない家と云ふものは殆んど一軒もなく、流行性感冒も何のそのと云ふ勢で、且つ此れがために死亡する者も、日に千を以て數へる有様であつた所で大連物部守屋は、中臣の勝海と相談して、直ちに御所へ参り申し上げるには『今や我が大和の國々は恐ろしい悪疫が流行して、此れがために死亡するもの日に何千人あるか數えることも出來の程でござります、されば此の様な有様で、しばらく打ち過ぎや

うものなら、我が國の人民は根絶えになつて終ふかとも思はれます。併し此れと申すも、考へまするに、全く蘇我馬子が、日本の神様の御心に背いて異國の佛を祀り、其の教へを天下に弘めやうとするために、神様の御怒りを招いたに相違ござりませぬ、依てどうか一日も早く僧尼を追拂ひ、佛寺佛像を焼き棄てさせ、神様の御怒りを静めて、國家の安泰を圖る様に致したいものでござります』と、二人が赤誠を籠めて御願ひ申上げました。そこで天皇は、曩に馬子に拜佛の儀をお許しになりましたけれども、今亦此の二人の願ひを如何ともする事が出來ず『然らば良き様に謀らへ』との御言葉が下りましたから、前から馬子に對しては非常な悪感を懷いて居た守屋等は、得たりかしこしで、直ちに部下の者を引き連れ、馬子の石川の宅の東にある、彌勒菩薩の御堂に向つて押し寄せ、遂ひに此れを焼き拂はせた。もともと、此の御堂は、馬子が非常に澤山な資金を投じて建築したものであり、百濟から献上になつた技師の設計監督の下に出來たものであるから、此の壯麗と規模の偉大なことは想像の外であつたが、八



方から火を附けられた、め、見る見る内に金殿玉樓も灰となり、法要を營むで居た僧尼たちは泣き叫び生きながら焦熱地獄の苦しみで四方へ逃げ失せました。然し狂暴な守屋は、まだ此れで以て足れりとせず、漸くのこと、馬子が大金をかけて落成せしめ、慶讃の法要が済むで十日餘りにしかならぬ大野の丘に聳えて居る高塔に押し寄せ、守屋自身は床几に胡坐をかいて部下を指圖し、其の塔を斫り倒し、火をかけて焼き盡さしめ、そして残つた佛像だけは、此れを纏めて難波の堀江に投げ捨て、先づ此れで思ふ存分の事をしてやつたりと凱歌を擧げて、馬子と其の信者を罵り、亦佐伯造御室を遣はして、馬子が供養をして居た惠信等三人の尼僧を喚び出し、彼等の衣を剥ぎ取り、衆人の前で鞭撻し、海石榴市亭ツバキイチロウマヤカダチに禁錮した。

馬子は其れより病一層重く、全快の望も殆ど無くなつたけれども、六月のある日、竊に參内して天皇に申上げるに『陛下、臣の病氣は非常に重態となりました、此れは到底醫師や藥の力位では全快の見込みはござりませぬ、どうしても佛の力を借りませぬ限りは明日の程にも命は危ふひと存じます、どうぞ特別に、臣の禮佛や祈禱を御許し下さいませ』と御願ひを致しました、そこで天皇は『汝獨り佛法を信じ祈禱をせよ、餘人に勧めてはならぬぞよ』との仰せが下り、三人の尼僧は再び馬子の許へ御返し下されて馬子の爲めに禮佛祈禱する事をお許し下さいました。そこで馬子は更に佛殿を建立し、前にも増して盛大な佛事を行ひました、間もなく馬子の病氣は全快致しましたけれども、天皇も此の惡疫に御罹り遊ばされ、此の年の八月十五日、御崩れでございました。

此の間の消息を窺ひましても、天皇は佛教に對して極めて淡泊で居らせられ、一部の學者が、天皇は本來佛教が御嫌ひで居らせられたから、守屋が奏上するや、早速に佛法禁止の勅令を御下し遊ばされたのだと云ふ事を主張せられますけれども、それは猶一種の偏見に囚はれた御考だろうと存じます。前にも申しました如く、天皇の御一



生と云ふものは、任那府再興に専ら心を傾けさせられてございました、亦御崩れ遊ばす前に皇弟橘豊日皇子(用明天皇)を御召しになりました『御父上の御遺言である任那府再興も、朕の存生中に出来なかつた、汝は亦朕の意を繼いで、どうぞ御父上の思召を果して呉れ』と御頼みになりましたなどを考へますと、天皇の御心持は佛教などはどうしても良い好きなものが信仰し、嫌いな者は信仰するなと云ふ態度で居らせられた事は、日本書紀の二十の巻を通讀致しますと、自然と解る事でございます。

思はず永くなつて申譯がございませぬ、然し此れが御解りになつて居りませぬと、此れから申上げる事が、はつきりと御解り下さる事が困難かと思ふばかりに、静の草駄巻繰り返して申上げたのでございます。

#### 第四章 幼年時代から少年時代

孝謙天皇の時に來て、始めて菩薩の大戒を東大寺で行ふた鑑眞和尚は、四分律宗と云ふものを弘めむ爲めに、三度び破船の難に逢ひ、航海中に疲勞のために目が見えなくなつた程の苦心をして我が國に來られた人であるが、亦天台宗の學問に非常に通じた學者で、始めて天台宗の書物を日本に傳へた人である。此の人が來た頃の話であると云ふのを、遠州櫻が池で蛇身を受けて五十六億七千萬歳の長壽を保ち、彌勒菩薩が此の世に出られるのを待つて成佛しようと云ふて櫻が池へ身を投じられた肥後の阿闍梨皇圓と云ふ人が書かれた扶桑略記に載せてある。其れに依ると、聖德天子は支那南岳の惠思禪師の再來であると云ふことが記してある。鑑眞和尚が來朝したのは、太子が御崩れなされてから百二三十年後のことであるが、實際其の當時、其の様な話があつたものであるかどうかは明らかでないけれども、此の後も慈覺大師が朝廷に上つた奏狀にも太子が惠思禪師の再來であると云ふ事を記し、此れから少し前の天長二年の太政官符にも、太子の時已でに太子を以て惠思禪師の應化であると云ふたと云ふ事が



記してある。して見ると此の再來說は古くから行はれたものである事だけは確であるが、此れはどうせ後世になつて、太子と法華經とを結びつける手段として作られたものであるふ。然し惠思禪師の再來など云ふのは、此れには時代錯誤がある、何故なれば、禪師は太子が四歳の時に六十四で亡くなつた人であるから、死なぬ前に其の再生の人が生れて居る筈がないから。けれども、此の考は一部の學者の間には、非常に疑問とせられ考究せられたものであつて、亦一方には非常な力でもつて信仰せられて居たことは、彼の謠曲弱法師に『太子の御前生、震旦國の思禪師にて渡らせ給ふゆるなり』と云つて居るのを見ても、其の大概が想像される譯である。

太子の事蹟として、多少でも信用を措くことが出来るのは、太子が推古天皇の皇太子となつて政を攝らせてから以後のことである。その攝政となられた年代は、太子の御年二十の時であつて、これから後は、推古天皇の政治、宗教何れの方面に對しても重要な出來事は、大概太子の御方寸から出たものと考へることが出来るのである。

伴信友の比古婆衣を見ると、太子の三歳頃の御事だと云ふ事を傳へて居る、——最も此の事は太子傳曆にも出ては居るけれども、——今日傳はつて居る日本書紀には削られて居るが、天慶頃に存して居た書紀にはあつたものと見え、天慶六年に、勅して日本書紀を講せしめられた事があつた、其の時、講釋が終んでから一同の者へ賜宴があつた、其の時、群臣一統は各々書中の事蹟を題にして歌を作つて献上する事を命ぜられました、其の時、座中の右中辨藤原師尸モロタマが、聖德太子の題で

さきにはふ花をばおきてとよとみこ

松にはみます色なかりけり

と詠じたと云ふ事である。これは諸傳一致して居ないけれども、どうも三歳位の時の事であるらしい、そのことがらと云ふのは、太子の御父上で居らせられる橘豊日尊は、王妃と共に皇子を伴つて、宮中の御庭に今を盛りと咲いて居る桃の花を御覽になつたことがある。其の時、父君は皇子の智慧の程を試さばやと思召し『我子ワコよ、其方は此



の美しい桃の花と、いつも緑の色をして居る松の葉と、どちらが良いと思ひやるかよ』と仰せられました、すると皇子は『桃の花がどれほど美しくても、夫れはたゞ一時のことのござります、あの松ばかりは、春去り夏來り、秋が來ても枝もたわわに雪降り積る冬となつても、少しも色が變りませぬから、松こそは誠に良き木であらうと思ひます』と御答へ申上られました、め、流石の父君も、其の大人びた御答に驚き遊ばされたのである。

補闕記を見ますと、丁度桃松の優劣論をなされた頃——傳曆は此の前年だと云ふて居る——いたいげざかりの太子は、二月十五日、もみぢの様な手を合せて『南無佛』と一聲高く朗らかに唱えらるゝと同時に拜禮をなさいました。元とより此れは傳説でありましよう。然し皆さん、事實は歴史の生命で、象徴は事實とは異ふけれども、暗示の力は直覺でもつて事實の底に強い響を與へます、太子が三歳、鳩ぼつぽと歌ふ口から南無佛と仰せられたのは、太子の新しい思想や宗教に對する憧憬を象徴化したのでありま

此れから餘り程經ぬ太子の腕白盛りのことでもあります。太子は他の諸皇子と共に、お庭先きで鬼ごつこでもして遊んでいらしたのでせう、何かの事の間違から激しい口論が起りました、すると御殿の中で聞いて居らした叔父君敏達天皇は、懲しめの爲めにと思召して、笞を取つて御縁側近くお出まし遊ばされました。すると他の皇子達は、其の笞に打たれるのが恐しさに、吾れ先きにと逃げかくれておしまひなされたが、獨り太子ばかりは逃げ様ともなされず、却て叔父君の笞を受けやうと御前に進ませられました、そこで叔父君は怪しみながら『なせにそなたは逃げやらぬぞ』と仰せられましたと、太子は『いかに梯子を澤山につないで立てましても天へは登ることは出来ませぬ、いかに地軸のはて迄穴を掘ても永く其の中にかくれては居られませぬ、それで逃げかくれるよりは正直に叔父上の御笞を頂戴致し度いと存じましたから、逃げかくれは致しませぬでした』と申上げられましたので、叔父君も御心和ぎ、厚く太子の行ひを御褒め遊ばされました。



此の外か傳曆や補闕記を見ると、太子の御少年時代の奇蹟的事象が澤山に記してあるが、それを一々列ねた所で詮ない事であるから、詳しい事はそれらにゆづつて、太子が如何に御孝心深く居らせられたかを記して此の項を終る事と致しましょう。

暗雲低迷して物情騒然と云ふのは全く佛教が渡來して數十年間の吾が國情を云ふたものである、外には任那問題で深憂し、内には蘇我物部二氏の暗闘激烈で、何時暴發せむとも分らないのである。時しも敏達天皇様の十四年、坂田耳子王を使として任那再興に取りかゝろうとして居た矢先き、天下に瘡疾が流行して仆るゝもの算をなすと云ふ有様である。天皇亦瘡疾に罹らせられて御大事に陥り給ふた、そこで皇帝橘豊日皇子を召して、先帝の勅に違はず任那の政を修めよと遺詔して八月に崩れさせ給ふた。時に彦人大兄皇子は少くとも十六七歳で居らせられたろうけれども、任那再興の大事あるに依て、皇弟に位を譲り給ふた、聖德太子の御父君用明天皇と申上るのであ

る。此れに由て亦々兩統相銜むで、色々の事變を生ずる様になつた。

天皇の崩御あらせられるや、セザノミヤ殯宮を廣瀬と云ふ所に造つて御葬送の儀式を行ふた。此の時馬子は太刀を佩いて殯宮に入り、恭しく弔詞を申上た。すると守屋は其の傍からさもく憎々しげに『まるで矢にあつた雀の様だ』と云つた。所で今度は守屋が弔詞を奉る段となつたが、手や足がブルブル慄へて祿に言葉も出ぬ様な有様であつたからそれを見た馬子が云ふには『守屋の體に鈴をつけたら良からう』と。此の様に事に觸れ折ある毎に二人は互に反目して、只の一日でも親しい日とはなかつた。

敏達天皇がお崩れ遊ばされて、御位に即き給ふたのを用明天皇と申上げる、當時聖德太子は上の宮にあつて、父君に孝養を盡しながら學問藝術に心を碎いて居させられた、太子の事を上宮太子と申上るのは此れから起つたのである。時に太子は御年十二で居させられた、それから二年目に、大和國磐余イワレの河上で新嘗會の御儀式を行はせられたが、天皇は俄に御病氣に罹らせ給ひ、すぐと御還幸になつて百方御盡し遊ばされた、け



れども天皇の御病氣は日に増し御不良に亘らせられ、太子は最後の希望として寺院の建立、佛像の彫刻などをなさせ給ひ、衣帯を解かず、日夜病に侍つて、御父君一たび食し給へば太子も一度び食し、御父君二たび食し給へば太子二度び食し給ふと云ふ有様で、亦神佛に香爐を擎げて祈願を籠め給ふ御聲は、暫しの時とても止むだ事はなかつたのであります。

かく迄も御心を盡して御介抱遊ばされた甲斐もなく、御父君の御病氣は彌々重らせ給ひ、御臨終も今日か明日かと云ふ程になつた、これを御覽せられた太子の御心痛は喩へるにもものなき有様で、御父君の枕邊近く朝廷の重な臣僚を召させられて仰せあるには『今やあらゆる手段を盡しても御父君の御大漸も近くなつた様である、けれども御佛の力を借り奉て今一度御平癒あらせらるゝ様御祈り申し度い、此れ御父君の御心である』と、太子は嚴かに勅命の程を御傳達遊ばされた。此れを聞いた守屋と勝海とは『勅命の程は畏き極みでござりますが、元とく我が國は神の御國でござりますから天

神地祇をお祈り遊ばさるゝとならば御尤もの次第でござりますれど、夫れをさしおいて異域の神にお祈りあらせられるとは、御先祖代々の御冥慮もいかゞと存せられます』と申上りました。すると今度は馬子は『怪しからぬ事を仰せらるゝ、勅命に背きてまでも我意を張り通さうとする不忠ものの云ふ事を聞いては居れぬ、急ぎ高僧碩徳を召して陛下の御意を安じ奉らなければならぬ』と言上し、豊國法師を呼び迎へて參内させました。これを御覽せられた太子の御喜びは一方ならず、馬子の手を握らせられ『おう馬子、汝は良く是非を知つた人である、子が喜びはこれに増すものはない』と仰せられた。此れを聞いた馬子も、覺えず太子の手を執つて恭しく申上げるには『殿下の御聖徳によつて佛教隆盛に赴きましたならば、私は只今死にましても毛頭思ひ残す事はござりませぬ』と、此れを見た守屋は、心中の煩悶遣る方もござりませぬでしたけれども、宮中の事であるから如何ともする事が出来ず、無念の涙を吞んで歸途を急ぎました。然し此の歸るのを今や遅しと途に要して居るものがありました、それは馬子の配下が



命を受けて只一討にと待て居たのである、此れを知つた守屋の部下は急ぎ守屋に報告致しましたから、阿斗の別業に引退いて兵戦の準備を致しましたが、諸皇子や馬子の手配が甚だ迅速であつて、中臣勝海は守屋の總參謀長であるが皇族を奉戴しようとして肝膽を砕いたけれども、却て舍人迹見赤檮トミンイチヒに誅されて終つた、此れを聞いた守屋の手兵は、到底勝算なしと思ふて廣瀬の原に獵する體に粧ふて散々に逃げ去つた。そこで守屋は止むなく手勢を引き上げ、使者を馬子に送つて媾和を申上れた。

丁度此の時、宮中では天皇の御病勢御危篤に陥らせ給ひ、太子は夜の目も合はさず只管御看病申上られましたが、悼しい事には在位僅かに二年で、御父君は空しく世をお去り遊ばされました。此の時の太子の御像——香爐を執つて祈願を籠め給へる——を十六歳御祈禱の像と云つて、眞宗では印度支那日本の諸高僧の像と竝べて七高僧と云ふて御祀りして居る、然し此れは天皇御崩御前の事であつて、用明天皇の即位第二年の事であるから、正しい説に依つて推算して見ると、太子十四歳の時に當るのである。

## 第五章 四天王寺造立

用明天皇が御崩御遊ばされましたから朝廷では大問題が起りました、それは君なくては一日も過されなないための繼嗣問題であります。今でこそ家督は總領の兄が相續する様に下々迄も定つて居りますが、當時はなか／＼其の様に簡單には参りません、朝臣が己が勢力を張らうとして娘を朝廷に差上げて置く、其の腹から御生れ遊ばされた皇子達はそれぞれ母方の者に擁立せられるのが常でありました。

此の時馬子は敏達天皇であらせられた炊屋カシヤヒ姫を奉じて政を布かんとし、守屋は穴穂部皇子を立て、目の上の瘤とも云ふ可き蘇我の一族を亡ぼさうと企てた。そこである時遊獵に托して事を謀らうと思ひ、密に使を遣はして、同皇子に淡路の方へ出獵おらせらるゝ様にお勧め致しました、時は五月で、用明天皇御崩御の翌月であります。所が悪事千里を走ると云ひます様に、六月になつて馬子は此の企てを聞き知りました



内心大に喜び、「さては吾が望みを達する時は来た、怨み重なる守屋を亡して天下を自由にする機會は亦とない」と、急いで宮中へ参り、炊屋姫皇后に守屋の悪計を詳しく奏上し、穴穂部皇子を討つ可き御命令を奏請し、すぐと佐伯連丹經手、土師連岩村、イノハノオミマカミ的臣眞嚙等に云ひつけて守りを嚴重にし、穴穂部皇子と其の御親友の宅部皇子ヤカベノワラジ（宣明天子）の宮を十重二十重に圍みました。

此の時、太子は、皇族に刃を向けるのは不忠の極みであるからとて、口を極めて御諫止遊ばされましたけれども、目的のためには手段を簡ばぬ暴虐な馬子は、少しも聞き入れる事なく、討手の大將等を差向けました。丁度此の時穴穂部皇子は御殿の樓上で遙か向ふから仰々しい有様をした澤山の兵士どもが来るを何かと見てお居でになりましたが、此れらの將士は御殿へ來ると猿の様に、する／＼と上つて行つて、皇子の肩に一撃を加へました、不意を喰つた皇子は、勿體なくもコロ／＼と樓上から轉び落ちて、側にある小室に逃げ込まれました。すると丹經手の部下の者は、松明を執つて家

中隈なく搜し、遂ひに皇子を見出して恐れ多くも弑害し奉つた。所が彼等は更に馬子の命であるとして、宅部皇子を其の御住居に攻めて、とう／＼御弑し申上た。そこで愈馬子と守屋とは衝突をいたすことゝなりました。

此の様に馬子は、朝廷に強請して二皇子を失ひ奉り、守屋の計畫の裏をかきましたため、守屋の軍勢をして士氣沮喪せしめる事が出来ましたから、進んで守屋討伐の軍を興す事の許しを請ひました。朝廷では早速に軍國の御前會議をお開きになりまして、馬子の提議を即決されました。——太子は此の時最も有力なる主戦論者で、主として今度の討伐軍の指揮は太子に出づと云ひますが、此れは更に申し上げる事と致します。

——馬子は七月になると、彌々守屋と對敵行動を開始致しました。大伴嚙、阿部人、平群神手、坂本練手、春日臣など云ふ部下を率ひ、大和國池邊雙槻宮を出發して、先づ河内國澁川にある守屋の陣へと攻め寄せた、全軍の總司令官には皇族中の最年長者である泊瀬部皇子が任せられ、迹見首赤檮、紀麻呂、巨勢比羅夫などが參謀となり、總



勢一萬餘騎と註されました。馬子の得意、そも如何であつたでしょう。

守屋はかねてかくある可しと覺悟して居りましたので、愈馬子軍の襲撃と聞いて、當時勇名高い押坂部毛尿、八阪大市連等を始めとして、一族部下奴婢に至るまで總勢實に數萬人、河内の山野は爲めに入でもつて溢れるばかりで、軍氣は大に扱ひ、馬子軍と數合の激戦を交へました。始めの程は馬子軍更に振はず、二度迄も退却の止むなき有様でありましたが、守屋は勇敢なる迹見首赤橋一曾ミヤケノシヤて水派宮に勝海を討つた——が放つた矢に當つて無慘な戦死を遂げましたため、部下は意氣沮喪し、廣瀬の方に居た援軍は、マカハラ 匈原と云ふところで解散してしまひ、其他のものどもは、もはやこれまでであると思ふて、鎧を脱ぎ棄て四方へ逃れました。亦守屋の子供たちは葦原に逃げかくれ、或は姓名を變へて跡を晦ますものもあれば、行衛不明となつたものもあつて、守屋の一族は分散して跡方もない悲運に陥りました。

所で此所に一つ物語があります、綴つて縁起となり追懐となつて居る。

御手印縁起や法王帝説等を見ると、此の馬子守屋の大合戦に當り、太子は御年十六——此れは十四の誤——馬子軍の後陣に居られたが、味方の形勢甚だ非なりと御覽せられ、敵は優勢な上に巧に地利を應用するのに、味方は漸次討死し、のみならず利用す可き地物もないから毎合の戦、味方の不利となるばかりである、此のまゝ戦争を續けることは徒らに味方の者を殺す様なものである、人力を盡して事成らぬ上は、佛の加備護念を希ふの外はないと仰せられ、丁度其の前に茂つて居た白樺シラカバの木を伐り取り、自ら四天王の像を造り、此れを御髪の中に納れ、恭しく誓つて仰せられるには『今や味方の興廢は此の一戦にあります、どうか護世の四天王様、我が軍に冥加あらせ給へ、勝利の曉には立派な寺を建立して御禮申上ます』と、其れに續いて馬子も『佛様方よどうか我が軍に幸あらしめて下さりませ、凱旋致しましたならば多くの寺を建て、國內全般に佛敎の弘まる様に盡します』と御祈りを籠めたのであつた。

さて翌日は未だあたりおぐらく、更に四顧を辨へる事が出来ない中に、味方は隊伍



を揃へ進軍の太鼓を轟かして敵陣を衝きました、敵の方では連日の勝に誇つて夢まどかな最中であつたのと、味方は佛天の加護があると云ふ強い自信があつた、め、其の勢當る可からすと云ふ元氣で突進致しましたから、敵軍の狼狽は見るも哀れな位で、大將守屋は急いで榎の上の櫓に登り、聲を限りに指揮して居りました、此の時太子は參謀迹見直赤橋を麾き『赤橋、あれを見よ、あれが大將守屋であるぞ』と仰せられましたから、赤橋は心中に神佛を念じながら、是非共守屋を射落して此の名譽ある大任を全うし、太子の御爲めに盡さうと思ひ、強弓を満月の様に引き絞つて、兵と放ちました、狙ひは過またず、放つた矢は守屋の胸板を突き通しました、守屋は面喰ひ眞逆様に墮とばかりにころげ落ち、其の儘命の綱は切れ果てました。

大將守屋死すとの報は、忽ちにして全軍に傳へられ、全軍の士氣は頓に沮喪し、軍勢は俄に混亂状態となり、今は戦ふも詮すべなしとばかりに四方へ散り、に逃げ失せました。一方味方では最後の戦に敵の本陣を突き破らんと、寄手の大將秦河勝は、

一隊を引率して敵の城門を叩き破り、城内奥深く進むを得手に薙き仆し、敵將守屋の首級を捜し求めて太子に献じました。

守屋は彌々亡びました、太子は前にお誓ひなされたのに従つて、難波の地に一寺を御建立遊ばされ、其の名も此の度の軍に御守護を願ひました四天王に因んで四天王寺と名づけられました、詳しくは四天王護國の寺と申すのであります。印度の神話に依りますと、世界の中心である須彌山と云ふ山の四方を守護して下さる四人の神様がおります、其の四人の神様と云ふのは、色々の御經に説かれてありますが、殊に金光明經と、其の異譯である最勝王經と云ふお經に詳しい事が記してあつて、國家に災厄がある時には、必ず守つて下さると云ふ誠に有りがたい神様であります、其のお名前を記しますと、

東——提頭賴吒天 (Dhritarashtra) 持國天と譯す

南——毘嚕訶伽天 (Virudhaka) 增長天と譯す



西——毘嚩博叉天 (Virūḥakṣa) 廣目天と譯す

北——毘沙門天 (Dhanadu or Vaisravana) 多門天と譯す

と云ふ具合であります。

さて四天王寺と申しますのは、前に云ひました様な譯で、四天王様に御恩報謝の意味で崇峻天皇の元年に御建立に相成りました、此れ誠に我が國に於ける鎮護國家泰平安穩を祈る道場の始めであります。そして守屋の私領であつた河内の國弓削、鞍作、祖父間、初褶、蛇草、足代、御立、葦原など八ヶ所で十二萬八千六百代、攝津の國於勢、模田、鴉田、熊磯など四ヶ所五萬八千二百五十代、外かの所で四十代と合して十八萬六千八百九十代(當時の五十代は今の一段歩)並に居室三ヶ所を寄進なされ、またそればかりでなく、捕虜二百五十三人の男女に對して御自分で佛法の徳の廣大無邊な事を説き聞かせ、四天王寺に附屬せしめて奴婢とせられました。後ち推古天皇の元年に、始め建てられた玉造の地から今の荒陵の地に移され、東西八丁、南北六丁と云ふ廣

大な地域の中に、敬田院を本院とし、金堂、(本堂であつて二重の瓦葺、金銅の救世觀音を本尊とし、四天王の像、六重金塗の寶塔、舍利塔一基を安置した)講堂、(八間四面の瓦葺)夏堂、(四間四面、金色丈六の阿彌陀佛を安置す)冬堂、(四間四面、觀音の像を安置す)八十間の歩廊、(瓦葺で諸堂への通路)中門、(瓦葺五間)食堂、(瓦葺七間)四方に各四門があり、其他施藥院、悲田院、療病院等を境外に建て、誠に堂々たる寺が建てられました、此の外、西門には更に石の鳥居が建てられると云ふ譯でそれはく立派なものであります。

大阪四天王寺創立に關する傳説は、先づ右の様であります。然し今少しお聞き下さい、私は此の寺建立に就いての真相をお話し致し度うございますから。傳説は吾々に何となく戀人と相對して物語して居る様な感じを起させます、亦事實を究めます時は丁度眞夏の夕方、銀座の通りを散歩して、資生堂のクリームソーダを飲む様に、爽快



な感が致します様に、吾等は最早戀物語りにばかり耽つて居る事は出来ません、更に進んで家庭を持ち人事百般を處理しなければなりません。が然し吾々にはどこまでも温かい傳説も、冷い事實も共にく味つて、其の奥にあるものを得なければなりません。

守屋滅亡の時、實際を索ねて見ますと、太子は未だ十四歳の腕白盛り、逆も戰場に出て行けるものでなく、矧んや御父君用明天皇崩御あらせられて數旬を経たばかり、彼の孝心深い太子が、争でか喪服を脱ぎ棄て戰陣に立たれる様な事があらう。或は此の頃金光明經の講義を聞き給ひ、諸皇子と遊び給ふに四天王ゴッコでも遊ばされたるものであらう。亦守屋討伐の事は河内であつて難波の地でなかつたのを見ても、何を苦しんで態々難波迄寺建立に赴く必要があらう、大和の手近にイクラも建立す可き地はあつた事であらう。難波に四天王寺建立と云ふのは、更に／＼重要な意義がなければならぬ。

崇峻天皇は、用明天皇の御崩御に依て御即位遊ばされました。天皇の皇后をオホトモノミタテ小手子媛と申上げ、大伴糠手の子でありました、天皇には始め此の皇后が非常に御氣に召して居らせられましたけれども、皇子二人がお出来になりましたからと云ふものは何となく御心も他にお移りがちでござりましたため、皇后の御心も穩やかではござりませぬ、此の時皇后は、陛下が大臣蘇我馬子を御嫌ひで居らせられる事を存じて居りましたから、女心の淺墓にも御自身の胸の悶を馬子に告げ、亦陛下は大臣を除かうとして居られますから御用心なされませと申送りました。此れを聞きました馬子は大層驚きましたが、此の上は何とも致し方がありませんので、陛下から討手を下さる前に此方からお圖り申さうと大それた考を起し、東國から貢物があると云ふ事に托して支那から歸化した東漢駒と云ふものをして陛下を弑せしめ奉りました。馬子の大虐無道は誠に天地容れざる不忠の行であります、此の事に就て太子が少しも馬子に不逞を誠しめられなかつた、亦太子は事を前世の因縁事であると仰せられたと云ふ作り事をなして、太子



を誣告する人がありますけれども、それは過ぎた想像であつて取るに足りませぬ。云はんや太子は此の時十九歳で、未だ表向きの政事などに干係して居らせられませぬのを見ましても、馬子の大虐事件に御關係を持って居らせられる筈がありません。

崇峻天皇が御崩御あらせられて、皇位繼承の問題は亦もや起りました。此の時種々論難もありましたろうけれども、衆議は敏達天皇の皇后であらせられ、今皇太后となつて居らせられる豊御食炊屋姫に御即位を願ひました、推古天皇と申上げます、我が國女帝の始めであります。翌年四月には上の宮に居らせられます太子も御成年の式も済みましたから、攝政と云ふ役で表向きの政事に御たづさわりの様になりました。

元興寺伽藍縁起並流紀資財帳に依りますと、崇峻天皇の即位元年、先帝用明天皇の御遺志を奉じて佛法興隆所を建てんとして地を飛鳥の地に相し、翌年から工事を始めて推古天皇の即位四年に出来上りました。本朝佛法最初南都元興寺來由を見ますと、後世の事は大略分りますけれども、其の時の構造規模は今傳はりませぬ。然し立柱式

の日、馬子始め百官が百濟の服を着し參列したと云ひ、百濟から來た僧、寺工、造佛工等が式を行ふたとありますから如何に立派で壯麗であつたかゞ想像されます。此の寺は創立の時は法興寺と申しましたが、間もなく元興寺と改められました、國家經營の最初の寺であります。

そこで話は四天王寺に立ち歸ります、四天王寺御手印縁起とか、諸寺縁起集を見ますと推古天皇二年、四天王寺を玉造から荒陵に移すとありますが、日本書紀卷廿二には此の年始めて四天王寺を難波荒陵に作るとあります。是れに由て見ますと、私は更に、當時の吾が國の外交状態を調べて見度い、亦四天王寺建立と云ふ眞底の意味を考へて見度い。今でこそ外國の使節が我が國へ參るには横濱へ上陸し汽車で東京へ参りますけれども、當時の都は大和でありましたから、殊に當時の外交と申せば三韓と支那であつて彼國の使節は先づ肥前の松浦(今の唐津)——唐と往復の要津であると云ふ



ので唐津と改めたと云ふ——に上陸し、太宰府の鴻臚館(外務省出張所で使節の接待館)に宿し、其れから更に瀬戸内海を難波へ来て、大和路指して車を轆らせたものである。かやうな譯で當時、難波は我が國對外政策上、最も重要な所であつたから、今ならば霞ヶ關離宮を以て使節の宿所とする様に、難波にも何か特別のものがあつたであらう、其れは今明らかでない、けれども大別王の寺などは必ずや其れに當てられて居た事と想はれる。そこで太子が攝政となられるや、太子の内治外交に對する經綸を完全に發揮する爲めに種々の設備に苦心せられた事は、想像するに餘りある。そこで先づ外に向つて國威を示す事が肝要であると思召され、これまで假館であつた使節の宿所建設を急がれた事であらう、即ち難波の形勝の地に立派な國立寺院を建立すると云ふのは、太子の佛教信仰と相待つて必ずある可きである。それには國家を守護すると云ふ事と、一には其れに附帶して内治の爲めに社會的設備を施したものを建てる事を主眼として出來上つたものが即ち四天王寺である。守屋討伐に四天王寺建立を結び付けるは、一

面に太子の明を覆ふものである。十四歳の小供に四天王寺建立など云ふ誓のある筈がない。或は其頃太子は遊戯に四天王ゴッコをされた事があつたのを關係せしめたものでもあらう。

當時の建築が現に其の儘に残つて居り、又美術上の遺品が多く其所に存して居るため、今でこそ法隆寺が太子遺物の代表となつて居るけれども、其の當時にあつては、法隆寺は一の學問所であつて、換言したならば太子の私寺とでも云ふ可きものであつた。此れに反して國家事業として、太子が國政上の規模を代表するに足るものは四天王寺であつて、南北朝頃迄は大概其の舊規模と學問技藝の傳統をも傳へて居た。保守黨の滅亡と共に佛法の興隆となり、其の記念として又國家佛法の中央道場として法興寺—元興寺—は建てられたが、四天王寺の建築は護世四天王の神力に依つて國威を海外に張り、天下泰平を祈る意味であつた。前述の如く、法興造寺の規模は今明らかでないけれども、四天王寺建立には、社會經營の規模が具はり、佛法の學問、規律、音



樂等百般の技藝を磨く可き敬田院を中心として、頼りない窮民を救ふ悲田院、病人の爲めの療病院、醫藥を製作し頒布する施藥院等の社會的設備があつた。今は敬田院たる一部分だけが残つて寺院を形成して居るが、然かも尙當時を彷彿する事が出来るし、療病院は寺の北方なる湯屋に其の俤を示し、悲田院は寺の東北の地名に残り、施藥院は寺の西北にあつた。此の後も奈良朝に出來た寺院にも此等の社會設備はあつたけれども、此の際に於ての太子の經營は偶然でなく、勝鬘經の所説に胚胎して居るのである。

## 第六章 推古朝と明治維新

浦賀灣頭に砲聲一度び轟き亘るや、ブツサキ羽織に兩刀手ばさんで居た丁髷連中の驚きは大變なものであつた、物見櫓に居たものは異様の船が黒煙天に注し、波押し切つて灣内奥深く進み來るを見て、膽を潰し氣を失つたとまで云はれて居る。然し此の砲聲

は頓て櫻田に血染の雪となり、終ひに維新となつて今日に及んだのである。若し此の時、世界稀に見る明治天皇の如き英邁なる陛下が居らせられなかつたらどうであつたらう。我々は或は未だ歐米の新智識を味ふ事も出來なかつたであらう、亦外つ國の風俗習なども知る事が出來なかつたに相違ない。明治大帝が即位遊ばされて五ヶ條の御誓文を出し玉ひ、亦教育勅語と憲法とを發布して國民の歸趣を御示し下されたのは、丁度太子が攝政の位に即き給ふや、三寶興隆の詔勅と、十七憲法を御出し下されたのと多少の事情を異にして居るとは云へ、新思想の輸入、開國主義を取られた事に於ては同じ事柄である。

日本に佛教が渡來した形式を考へると、丁度阿米利加から我が國に開港を促して來たのと同じ事である。即ち國と國との關係である、純然たる國際關係である。今日でこそ日本の佛教は各宗各派互に分野を造つて居るが、日本へ佛教の媒介者である百濟でも、亦其の先きの支那でも色々の宗派こそあれ、彼等は餘りに宗派的考を持たず、八



宗混容の有様であつた、我が國へ來からも奈良朝迄は殆ど一宗に定屬した僧侶と云ふものはなく、後世の人が自由に其の思想に依て彼は三論宗、華嚴宗などと定めて居るけれども、肝心の御本人は實際には宗派と云ふものの考はハッキリと持つて居なかつた。それが割然としたのは平安朝以後の事である。従て亦佛教と云ふものは支那でも朝鮮でも我が國でも、最初の中は國家と堅く結ばれて居て、國家の佛教であつて決して個人の佛教ではなかつた、國家的と云ふ形式から個人的と云ふ形式に移つたのは鎌倉時代のことである。言葉を云ひ換へますれば、我が國に佛教が傳へられたのは個人間の關係でなく、朝廷から朝廷へ傳へられたから、朝廷の御事業として御弘布に相成り、今日各宗が本山を立てて群雄割據して居るのは譯がちがふ、亦佛様が教をお弘め下された御趣意にも背いて居る、佛様は此の様に互に排擠して居る今日の佛教を御開き下されたのではない、色々あるのは、只人に就いて法をお説き下されただけの事である。そこで推古天皇即位の二年目、即ち聖德太子が攝政の位にお即き遊ばされた年の二

月、畏くも時の陛下から『三寶を興隆せよ』—佛教を大に弘布せよ—といふ勅命が下りました。丁度明治二十二年に明治大帝が憲法を御發布になりましたして信教の自由を御許し下されたのと同じ意味であつて、此れ迄は度々大陸の文化、大陸の思想、大陸の新宗教に就て進歩黨の蘇我一味と、保守黨の物部一味とが互に鎬を削つて居りました、そして保守黨の没落から大體に於ては新宗教信仰が公認され亦實行されて居たけれども、此度の勅令に依りて全く信教の自由を許され、従て新思想を味ふ事が許されたのであつた、憲法發布に依て信教の自由を許され、五ヶ條の御誓文で新思想の輸入をお許し下された明治大帝と、聖德太子とは、一千三百年と云ふ時間に於てに相異がありませんけれども、同じ日本で而かも此の連綿として居る世界に比儔す可き所のない我が皇室の二大新思想家、二大革進家と申上ぐ可きである。

浦賀の砲聲に長夜の夢を覺した日本が、開國に宗旨換へしてから六十餘年、此の間



に來たものは果してどの様なものであつたか。此れから西に東に未だ見ぬ大國が澤山あるを知り、其れらの國には種々な哲學、科學、藝術等新進の文化が山の様に積まれてある事が分つた。

見るもの聞くもの一として珍らしからざるはない、外國の人を指して異人様と尊敬し、横文字で書いてさへあれば何より結構、古い寺や社や器物はドシ／＼毀して新とし、燠の下張りや紙袋となつて、到る處に天平寫經や鎌倉時代の學匠が畢世の力を盡して著はした書物などが邪魔物扱にせられ、汽車に乗れば横文字が切符に記され、算用數字で代價が示され、丸で英國アタリの殖民地でもあるかの様になつて終つた。横文字を知らぬものは共に語るに足らずと云ひ、中學生は五年の内、延べ日數にすると確かに三年間は英語で苦しみ、あとの二年間は數學、歴史等の一般を知る有様である。

太子時代の我が國は亦殆ど此れと同じ様なものであつたであらう。朝鮮からは恰も

大河の決する様な勢でもつて新思想家がやつて來た。其の主な人は誰々か。

高麗僧慧慈と、百濟僧觀勒は其の最たるものである。慧慈は百科の學に達し、太子の顧問と云ふ格で内外百般の學をお教へ申上て居た。其の學と云ふのは、法王帝説に依ると、どうも天台系の思想であつたらしい、即ち法華三車、權實二教など云ふ事が盛んに記してあり、亦涅槃、維摩などにも通じて居られた。此の外三玄五經と云ふて儒家の哲學から、曆象即ち天文地理迄も其の奥に達して居たと云ふ事である。然し此の帝説に云ふ所は、少し慧慈を負墮しすぎて居る。少し外にある確實な史料に依ると事實はかうである。

成程新宗教の思想は、儘に慧慈から承けられた、然し儒教の思想は、此れより先きに來朝した覺智博士である。それから天文地理など云ふ方面は、太子攝政の十年に來朝した觀勒僧正である。

慧慈は高麗きつての名僧であつた、彼れが來朝するや、太子は此の僧を師として佛



教の妙理を學び、亦五戒を受けて名をさへ勝鬚と付けさせられた、斑鳩に宮を構へて己が住居となし給ひ、一方國政をみそなはすと共に、絶えず佛教の弘通に、研究に御力を盡させられました。

亦觀勒は百濟に於ての大學者であつた。彼れが來るや、彼れは天文地理に關する大部の書物を献上致しました。そこで太子の御喜びは一通りでない、陽胡史ヤコフヒトシヨクシと云ふ者をして地理を學ばしめ、大友村本高聰オホトモノムラタカノリをして天文の事を研究せしめ、山背臣日並立ヤマシロノヒナミダテをして方術を修めさせました。何れも一生懸命に習ひました、め程なく上達して、それ／＼學んだところを實際に運用する事が出来る様になつた。今日でこそ花咲けば春と知り、青葉茂り蒸し暑いのを夏と云ひ、木の葉散つて秋でありと覺え、雪降り寒風肌を透すを冬と知り、自然界の現象を見ても、さほどに驚きもしない様になつたけれども、此處迄來るには、太子時代に觀勒の來るあつて、吾人の先祖に、歴象あるを傳へて呉れたお蔭である。秋になつて米が穫れ、一年中の食糧を不自由なく使つてゐる

のは、全く太子の賜物であり、恩惠である。

此の様に大和朝廷では、新思想をドシ／＼輸入せられ、亦新思想家と云ふものは何れの方面であるにせよ、皆優遇せられました、朝鮮半島ばかりにおちついて居るのがまだるつこいと思ふ學者達は、何れも／＼旅装を備へて我が國へとやつて參り、あらゆる學藝の紹介に努めました。太子は亦此れら遠來の學者あるごとに、必ず一度は引見して其の思想發表を求められ、ある時は、月傾く迄も南殿に語り明し、ある時は、日の暮るゝも忘れて共に語らうて飛鳥の川邊を逍遙されました。

太子攝政の四年十一月には、法興寺—元興寺—の殿堂が南淵山の頂をも越ゆるばかりに高く立派に出來上りました。此の寺は前にも云ひました様に、世に蘇我氏が建てたと云ふて居りますけれども、それは一面を見ただけであつて、事實は朝廷の大事業、四天王寺が外交政策の爲めに出來た如く、此の寺は云はば朝廷が晴れの式典を擧げさせられる場所と思召して御建立になつたものである。四天王寺が霞ヶ關離宮になれ



ば、法興寺はさしあたり豊明殿と云ふ格である。其の建築の様子は今明らかでないけれども、太子の理想的建築であつたにちがひない。落成の日、太子は百官を引率して盛典に列せられ、馬子の子善信をして此の寺の寺司―總取締役に任じ、遠來の慧慈、慧聰など云ふ新思想家も共に此所に住せしめて、研究に宣傳に自由を與へられ、國民一般には、老も若きも、貴きも賤きも、今日ばかりは平等である、來り參れとの布令を出さしめられたから、其の日の參者は實に何萬と云ふ數であつたと云ふ事である。此の外か、太子攝政の十八年には大藝術家曇徴がやつて來た。太子御建立の法隆寺が出來上るや、彼は金堂に四佛淨土の壁畫を造つて類なき藝術のほこりを今日迄も殘して居る。大和島根は、此の時に已でに花も咲き實も附いた、此の後の文化は要するに此の太子文化の循環に過ぎない、模倣に過ぎない。此れが徳川時代にバタリと封鎖され、明治になつて再び其の禁が解けた。云はば明治大正の文化は、太子文化の還元である。

## 第七章 理想政治の實現

高僧觀勤が傳へた元嘉曆を、諸生に研究せしめて始めて我が國に曆の使用が出来る事になり、攝政の十二年正月元旦から公布される事となつた。太子が攝政の職にお即きになつてからと云ふものは、飛鳥の朝廷は、丸で生れ變つた様に内政の改革が行はれ、前代から成さうとして而かも容易に成就しなかつた外交政策などにも一大更改があつて、著々功を奏して居られました。先づ内政改革の方から云ひますと、攝政の十二年正月（法王帝説は十三年五月）には冠位を定めて諸卿百官に與へられました。即ち文武官に對する位が定められたのである、此れは三韓、支那等では古くから行はれて居たことであるから、太子は其等に倣つて國家の體面を明らかにし、朝廷の威嚴を保たうと云ふ御考からであります。即ち國運の發展は政治組織を變更して、從來の族制政治を撤廢し、人材登庸にあるを看取せられたから、官位制度を改革して任免黜直を



嚴にせられました。其の官位と云ふのは

大德	小德
大仁	小仁
大禮	小禮
大信	小信
大義	小義
大智	小智

の十二階であつて、悉く道德の文字を以て其の名とせられました。此れを見ても太子の施政方針が窺はれるのであります。此の十二階を冠位と名づけたのは、それ／＼官位の階級に依て其れに相當した冠の色を定め、そして之れに依て純アシキスの冠を各官へ賜はつたからである。さりながら此れまでに我が國には冠位制度が無かつたかと云ふのではないけれども、色を以て區別し、一見して其の人の位階が知れる様になつたのは此

れが始めである。そこで其の冠はどんなものであるかと云ふに

大德	紫冠(色の淺深で大小を分ける以下同之)
小德	
大仁	赤冠
小仁	
大禮	青冠
小禮	
大信	紺冠
小信	
大義	黒冠
小義	



大智 緑冠  
小智

であつて、此れは職原抄標註に記す所であるが、他の説に依ると

大徳 紫冠—紫冠  
小徳

大仁 青冠—紫冠  
小仁

大禮 赤冠—紫冠  
小禮

大信 黄冠—緋冠  
小信

大義 白冠—緑冠  
小義

大智 黒冠—縹冠  
小智

などの説があつて、何れが當時實際に行はれたものであるか明らかでない、只冠の形だけは日本書紀卷二十二に依ると、色の繩を以て冠を縫ひ、そして頂をククつて縁を付けた囊の様にし、髻華ウヅマを着けたものである。然し髻華を付けるのは元日の朝拜式だけであつて、平素は髻華なしで冠つたものであるが、後ちには朝廷の公式の御事ある時は何れも付けて参内亦は供奉した事もある様である。

太子は此の冠位制度に就いて、三韓支那等の先進國の冠位制度を非常に御研究になりました結果に出来上つたものであつて、當時新羅では、伊伐喰、伊尺喰、匪喰、波診喰、大河喰、阿喰、吉喰、沙喰、級代喰、大奈麻、奈麻、大舍、小舍、吉士、大鳥、



小鳥、造位等の十七級の冠位が用ひられ、高麗では相加、對慮、沛者、古羅加、主簿、優臺、丞、使者、皂衣、先人など云ふ九級から大對慮、太大兄、大兄、小兄、意侯者、烏拙、太大使者、大使者、小使者、褥奢、翳屑、仙人、褥薩等の十三級に訂正されて行はれ、百濟では佐平、達率、恩率、德率、扞率、奈率、將德、施德、固德、季德、對德、文德、武督、佐軍、振武、克虞等十六品の冠位が行はれて居たから、此れらを斟酌して太子一流の德治主義に基いて十二階の冠位が定められたものである。

其の德を最初とせられたのは、眞個の仁政を行ひ得るは有德の士に依つて始めて行はるとの意であり、次ぎに仁あるは、有德の士たるには必ず先ず仁を行ふ可きであるがためであり、次ぎに禮あるは、上下區別をなすには官位を定め、禮節を重せざる可からずと云ふためであり、次ぎに信あるは、如何に義を行ふも其の根抵に信がなければ、其れは極めて淺薄浮華なものであると云ふ爲めで、次ぎに義を置いたのは、如何に張良、陳平の智あるも、若し義を失したならば其れは眞個の智でない、邪智、奸智

は却て人を害するから先づ始めに智を修めなければならぬとの意で智を最下、即ち初級に置かれたものである。

話は少し脇道へ這入りますが、此の冠位制定と云ふ事は、人材登庸が主張ではあります、其の裏には、當時の豪族蘇我氏排斥にあつた様である。此れ迄太子は蘇我氏と共に事をして居られたけれども、だん／＼と内政に關與して來るに従つて、國政の内容、外交の實質と云ふ様な事に、種々な不安も感じられた事であらうし、亦實際に此れを行はうとせられても、種々な掣肘があつて充分に太子の抱負を實行せられる事が出来なかつたであらう、そこで先づ内外の政治に最も多く關係を有して居る蘇我氏を排斥しなければと云ふお考があつたと云ふ事は、後ちに太子の御一族が蘇我氏の爲めに壓迫を受けられ、加之御一同が永く御榮えにならなかつたのを見ても十分に考へられ得る問題である。此の蘇我氏排斥の御計畫が具體的に顯はれたのが此の十二階の冠位制定となり、十七憲法の發布となつたものである。



亦此の冠位制定が、後の大化革新の先驅をなしたものであつて、大化改新と云ふ事は、要するに、太子の施政方針が太子薨去と共に一頓挫したのを、再興實現せしめたものであつて、太子精神の發現である、大化改新では冠位も七色十三階となつて居るけれども、其の精神は明らかに太子制定に基いて居る、亦佛法興隆に力を盡されたのも、大化元年に百濟大寺の僧に詔し給ふのを見て知る事が出来る、太子の事業は薨後一時蹉跌したとはいへ、後ち幾何もなく、此くの如く立派に復興せられたなどは、太子の徳治主義の施政は、吾が國百年の長計であつた事が裏書せられた次第である。單に事功の跡を尋ねて見ても、氏制制據の勢力が強かつた當時、理想と信念とある大政治家である太子が居らせられなかつたならば、王政統一の主義を明らかにし、之れが實行の端緒を開く事も出来なかつたならし、新羅の侵略を制して任那の植民地を安定にする事も、高麗百濟を撫し、進んでは隋朝との交際を開く事も出来なかつたに相違ない。太子が此れらに成功せられ、後世の規範となられたのは、熱烈なる信仰を以て理想の根

據ある事業遂行に努められた結果である。

冠位十二階は、人材方面であるが、此れが仕事に表はれ、亦内治外交の基調となつたものが憲法十七條である。此の發布は法王帝説に依ると攝政十三年七月とあるけれども、色々と研究して見ると、冠位制定の十二年七月である。

憲法とは云ふもの、それは重に臣民への教訓であつて、明治の憲法とは趣を異にして居るけれども、當時としては立派に國是を示す憲法であつた。それを時をも考へずに諸惡莫作の佛教弘布の方便として制定せられたのであると云ひ、(新井白石)儒教中の道徳説を剽窃して治世の用に立てられたのである(安積良齋)と云ふ様な批評をして居るのは、何れも誤た考である。太子の憲法は太子施政の眼目である徳治主義に基いた心得書きであつて、色々な權利であるとか義務であるなど云ふ事は記されてありませぬ、けれども先きに十二階の冠位を制定して服務の規則を定められましたから、今度は單に政治に關係する者乃至一般の者の心得可き事を御示し下されたものである



と考ふ可きであります。其の十七條と云ひますのは、

一曰、以和爲貴、無忤爲宗、人皆有黨、亦少達者、是以或不順君父、乍違于隣里、然上和下睦、諧於論事、則事理自通、何事不成

二曰、篤敬三寶、三寶者則四生之終歸、萬國之極宗、何世何人非貴是法、人鮮尤惡、能教從之、其不歸三寶、何以直枉

三曰、承詔必謹、君則天也、臣則地也、天覆地載、四時順行、萬氣得通、地欲覆天則致壞耳、是以君言臣承、上行下效、故承詔慎、不謹自敗

四曰、群卿百僚、以禮爲本、其治民之本要、在于禮、上不禮而下非齊、下無禮以必有罪、是君臣有禮位次不亂、百姓有禮國家自治

五曰、絶餐棄欲明辨訴訟、其百姓之訟一日千事、一日尙再、況乎累歲、須治訟者得利爲常、見財聽讞、有財者之訟、如石投水、乏者之訟、似水投石、是以貧民則不知所由、臣道亦於焉闕

六曰、懲惡勸善古之良典、是以無惡人善、見惡必匡、其諂詐者、則覆國家之利器、爲絶人民之鋒刃、亦佞媚者、對上則好說、下過逢、下則誹謗上失、其如此人、皆無忠於君、無仁於民、是大亂之本也

七曰、人名有任常、宜不濫、其賢哲任官、頌音則起、姦者在官、禍亂則繁、世少生知、尅念作聖、事無大小、得人必治、時無急緩、遇賢自寬、因此國家永久、社稷勿危、故古聖王、爲官以求人、爲人不求官

八曰、群卿百僚、早朝晏退、公事靡盬、終日難盡、是以遲朝不逮于急、必事不盡九曰、信是義本、每事有信、其善惡成敗、要在于信、君臣共信何事不成、君臣無臣萬事悉敗

十曰、絶忿棄瞋、不怒人違、人皆有心、心各有執、彼是則我非、我是則彼非、我必非聖、彼必非愚、却是凡夫耳、是非之理誰可定、相共賢愚、如環無端、是以彼人雖瞋、還恐我失、我獨難得、從衆同舉



十一曰、明察功過、賞罰必當、日者賞不在功、罰不在罪、執事群卿、宜明賞罰、  
十二曰、國司國造、勿斂百姓、國靡二君、民無兩主、率土兆民、以王爲主、所任  
官司、皆是王家臣、何敢與公賦斂百姓、

十三曰、諸任官者、同知職掌、或病或使、有闕於事、然得知之日、和如會議、其  
以非與聞、勿妨公務、

十四曰、群卿百僚、無有嫉妬、我既嫉人、嫉妬之患、不知其極、所以智勝於己、  
則不悅、才優於己、則嫉妬、是以五百歲之後、乃令遇賢、千歲以難待一聖、  
其不得賢聖、何以治國、

十五曰、背私向公、是臣之道矣、凡夫人有私必有恨、有恨必非同、非同則以  
私妨公恨起、則違制害法、故初章云、上和下睦、其亦是情歟、

十六曰、使民以時、古之良典、故冬月有間、以可使民、從春至秋、農桑之節、  
不可使民、其不農何食、不桑何服、

十七曰、大事不可獨斷、必與衆宜論、小事是輕、不可必與衆、唯逮論大事、  
若疑有失、故與衆相辨、辭則得理矣、

と此れが全文である。此の條文を見ても明らかである如く、太子施政の方針は非常に  
堅實な理想を根據とした徳治主義である、千載の今日、猶太子を慈母の如く慕ひまつる  
は其の温かい情愛の溢れである主義の下に萬事を裁決し、國家百年の大計を樹て、下  
されたからである。

此の憲法の意を考へまするに、第一では族制政治の弊害を打破し、四民平等に政治  
に參與し亦百般の事共に行ふ可きを示され、第二では佛教の慈悲主義に依て、平等に  
施政す可き旨を明し、第三では君臣の大義名分を明らかにし、第四では群卿百僚禮を  
以て萬事の基となす可きを、第五では訴訟は公明正大に、第六では勤善懲惡は民衆指  
導の最大要件なる事を、第七では官職世襲の舊慣を捨て、人材登庸を開き、第八では  
百官の服務規定を、第九は萬事の成敗は信の一字にあるを、第十では徒らに忿瞋の情を



起さず、萬事冷靜に思慮す可きを、第十一では論功行賞は極めて公平に行ふ可く、第十二では地方官吏が私に領民に課税す可からざる事を、第十三では官吏と成れるものは私事に依りて公務を怠る可からず、第十四では官にある者は互に禮讓を守り可く、第十五では公私の區別を明らかにし、上和下睦す可きを、第十六では民を使ふに時を擇で、民を困惑せしめざる可し、第十七では萬事公論に決す可き事を示されてある。

此の内容に就て安積良齋は儒家から剽竊したと云ふたが、それは甚しい僻見であつて、此れに依つても太子の宏學達識で居らせられたのが窺はれる。そしてこれを用ひて良く融化せしめたる太子の御高識は、到底良齋などの測り知る所でない。試に十七章中の成句を引出して此れを諸書に索ねると、

- 第一條 以和爲貴——論語學而篇。上和下睦——千字文
- 第三條 君則天之臣則地之——管子。天覆地載——中庸。上行下靡——說苑
- 第四條 上不禮而下非齊——韓詩外傳

第五條 如石投水——李蕭遠運命論

第六條 懲惡勸善——左傳成公の條

第七條 尅念作聖——書經說明

第八條 公事靡盬——詩經唐風

第十條 彼是則我非——莊子。如環無端——史記田單傳贊

第十二條 國非二君民無兩主——孟子

第十四條 千載以難待一聖——文選三國名臣傳序

第十六條 使民以時——論語學而篇

以上は書紀通證の説であるが、第二條の篤敬三寶は太子の信仰から流露したもので、第九條の信是義本の思想は佛教中華嚴經に説く信是道源功德母と云ふ語から脱體して使はれたもの、第十一條の明察功過は恐らく荀子の思想に依られたものであらう、第三十條の諸任官者等は太子の政治に就ての理想發現の一端であり、第十五條は中にも



云ふ如く、此れは第一條の復演である、第十七條の大事不可獨斷は、此れ亦佛教の和合と云ふ思想を引入られたものである事は明らかである。

此所で少し太子が國粹保存に意を用ひられた事を云ひ度い、國粹と云ふ事は色々に解釋されるけれども、此所では太子が、信仰の上から民族的に我が日本國民を救はれたばかりでなく、國語の上にも、亦我等を救はれた事は申上度いのである。

御承知の如く、上古には我が國には文字が無かつたから、我々の先祖は己が思想發表に非常に困つて居た、所が漢文が傳へられてからと云ふものは、多少其の缺陷が補はれる様にはなつたけれども、從來の國語を支那文字の漢字で其の儘に寫すか否かと云ふ事は、非常に考へさせられて居た。太子は隋と直接交通を開いて、小野妹子——蘇因高と支那では呼んで居る——を派遣し、盛に文明輸入に努力せられた、けれども此の時にも決して太子は支那文字を使ひながらも支那の言葉を用ひられなかつた。即ち音と訓とを區別して國語を支那文字で寫されたのであつた。それは近時我が國で發

見された翰苑と云ふ支那出來の書物が發見された、其れに日本の事を記して居る中に、推古天皇の御代の冠位制定を叙してあるが、其の第一位の大徳の事を「麻比止乃久羅爲」と訓じてあつたのである。大徳と云ふ文字には決して麻比止乃久羅爲と云ふ意味はない。大徳と云ふ位は、太子の時代には、皇別——神武天皇以後、歴代の天皇から出た一族の人々——に下されたものであるから、麻比止乃久羅爲は即ち真人の位であつて、人として最上の位である事を示すものである。此所に大徳をダイトクと音で呼ばずマヒトノクライと呼ぶ様にして、國語の權威を尊重し、言語の上にも立派に獨立して下された所に、太子の理想政治の意が明らかとなり、萬世の下、其の功勳は、赫々として光輝を益して居るのである。

## 第八章 太子の神祇に對する觀念

太子の神祇に對する觀念と云ふものは、昔から大に論せられて居る、然し何れも餘



りに繼子根情をさらけ出して、其の實際に觸れて居るものは一もない。

太子は憲法の中に、篤く三寶を敬へといつて、佛教信仰の事を、普く天下人民にお示しになつて居る。然し此れは舊來のもの悉くを振り棄て、此れにのみ依れとのゾロバカンダでは決してない。神祇祭祀と云ふ事は、我が建國以來の一貫した大思想であり、國民の全般に泌み亘つた力強い觀念であるから、此の神祇觀念を我が國體から離さうなど云ふ考は少しもなく、却て佛教信仰の爲めに、神祇祭祀を怠る者があつてはならぬと云ふ御心配の下に、太子攝政の十五年二月、推古天皇から次ぎの様な詔勅が下つて居る。

朕聞く、曩昔我が皇祖天皇等、世を宰め給ふや、跼天踏地、敦く神祇を禮ひ、周く山川を祠りて、幽に乾坤を通はす。是を以て陰物開け和し、造化共に調ふ。今朕が世に當つて、神祇を祭祀すること、豈に怠ることあらむや。故に群臣共に心を竭して、宜しく神祇を拜す可し

とあつて、此の詔勅があつてから七日目に、太子は、馬子等の群臣を率ひて神祇を崇拜して居られるのである。此の詔勅降下に就て、太子が力を用ひられた事は云ふ迄もない事で、此れをしも猶は太子の意から出て居ないなどと云ふには、太子を尸位素餐せしめる暴虐無道な人である、當時の政體を御存知ない方である。

太子は云はゞ舊信仰である神祇崇拜を捨てずして新信仰である佛教を採用し、そして此れを極度迄民衆化し、日本化せしむる事に力を用ひられた。我々日本人は、連綿たる皇統を上戴くばかりでなく、連綿たる古信仰に生きて居る、即ち信仰的に建國已來生命を有して居る。そして外國の文明が這入つて來ると、其れと共に必ず入り來る外國の信仰を拒む事が出來ぬ已上、それを採用する必要を認むると共に、舊信仰を尊重する事が、民族として亦國民として、必要缺く可からざるものである事を信せざるを得ない。そして民族をして恒久性あらしめるものは、其の民族傳來の温い血液と其の血管をめぐつて吾等に慰安と希望とを抱かしめる信仰と、それから血族間に取り



交はされて居る國語とである。若し此の血液と、信仰と、國語とを尊重せぬ國民は、常に亡び勝ちである、假令亡びないとしても、それは只形骸だけであつて、到底自立して行く事の出來ぬ國民であり、民族である。かくて我が日本民族は、太子に依つて先づ信仰上に救はれた、佛教が日本化したと云ふ事は、其の本を索ねたなれば太子にあるのであつて、太子が佛教を日本化せらるゝには異常な努力を御拂ひ下された、行基等が稱へた本地垂迹説とか、平安朝になつて稱へられた兩部神道の如きも、皆其の源は太子の崇神奉佛の思想に基いて居るのである。而かも猶ほ十七憲法を通覽しても神祇に關する事が一言述べてない、亦其の様な思想は影さへも見出す事が出來ぬ、亦自發的に敬神の意を表はされた事迹を知る事が出來ないなどと云ふのは疑して物を見ると一般で、論ずるに足らぬ考である。太子が憲法中に神祇崇拜の條目を擧げられぬのは、却て其所に太子の神祇觀念の確乎たるを見出し得るのである、新思想、新宗教の輸入せられて居る當時、何も殊更に古宗教の神祇を説明する必要がない、即ち太子

の御考は、神祇思想は我が國民の民族信仰であるとして何處迄も尊重し、其の上に佛教の信仰を鼓吹せられたものであつて、奈良朝に見ゆる支那的佛教思想は、聖德太子の佛教には發見せられぬところである。即ち奈良朝になつて續々と渡つて來た各宗と云ふものは、何れも支那的に解決された佛教が其の儘に行はれて居たのであるけれども、太子時代の佛教、殊に太子の佛教觀と云ふものは、其の様に受働的ばかりではなかつた、即ち大に此れを日本化した解釋をしなければならぬ、日本に來た佛教は、どこまでも日本的に判釋しなければならぬと云ふ、つまり日本の國民性に合はし、日本立國の精神に基いて味はねばならぬと云ふお考であつた、其れが形に顯れたのが三經の講義である。

## 第九章 新信仰の宣傳

太子が攝政としての治國政策には、佛教に基いた理想を根據として居られた事を前



章迄に述べ盡した。そして其の佛教中でも、特に太子が師事せられた慧慈、慧聰等が傳へた涅槃宗即ち超絶理想主義の立場から出て居り、其の材料としては、法華、維摩、勝鬘の三經を執り、其の講義である義疏三部は、永遠の生命を今日に傳へて居る。

勝鬘經が講せられたのは、書紀に依ると攝政の十四年七月、推古天皇の御懇請に依りて三日間に亘つて御講演なされたとある。其の講演の場處は、皇居の豊浦の宮か、或は橘の宮か明らかではありませぬ、或は天皇が橘の宮即ち今の橘寺のある所迄行啓になつて御聽聞あらせられたかも知れませぬ、此の時太子は御年三十三歳で居らせられました、法隆寺聖靈院の本尊である太子の像は、此の勝鬘經講演の時の御姿を採つたものであると云ふ事がありますが、御姿を拜見致しますと、獅子座と云ふ高座に登り手には麿尾と云ふ拂子の毛の短いのを持ち、健陀繪の袈裟袿を著けて居らせられます。猶此の御講演の年時に就ては昔から色々の説があります、法王帝説では戊午年四月十五日とあつて、此れは攝政第六年に當ります。太子傳補闕紀には丁丑年四月八日とあ

る。此れは攝政二十五年である、又古今目録抄に依ると攝政十六年と、廿六年との兩回到御講演があつたとして居りますけれども、今は書紀の説に従て置きます。

法華經の御講演は、書紀に従ひますと、勝鬘經の御講演があつてから間なしに岡本の宮で行はれたのであります。此の時、天皇は非常な御喜びであつて、恩賞として播磨國の水田百町歩を下されて法隆寺——其の頃は斑鳩寺——に御寄附なされました。

維摩經は御講演になつたか、それとも御研究の結果、今の疏が出来たのか明らかではありません、或は後の考の方であつたと思はれます。殊に疏の中に太子が維摩居士を非常に賞讃して、彼の精神は、既に世態の紛々を起絶して居るが、而かも衆生の爲めに教化を息めず、世を益するのを一生の事業としたと讚歎して居らせられるのを見、太子の御事業とを合せ考へると、維摩は太子が理想人物として景仰し、常常深く此れが御研究を重ねて居らせられたものと思はれる。

勝鬘と法華とは、前述の如く、攝政十七年に講演せられたのに基いて疏が出来たの



であるが、正しく疏として製作せられたのは何時であるかと云ふ事は、古來屢議論せらるゝ所であるが、乾燥無味な考證は他に譲る事として、太子傳補闕記に依つて、三經疏の製作年時を見ると、勝鬘經の疏は太子二十六歳、即ち攝政十七年の四月八日に始めて十九年の一月二十五日に御脱稿になつた。維摩經は、二十年正月十五日から始めて、翌年の九月十五日に出來上つた。法華經は、二十二年の正月八日御執筆で、二十三年の四月十五日に御脱稿になつたと云ふてある。此れに依りますと、三十三の御年から四十二歳迄、七年の星霜を閲して、御多端の御政務の間に、御製作に相成つた事が知れます。此の七年の間には、内外に亘つて種々な御計畫を實行して居らせられるのであります。

已上の三經疏は、永遠の生命と、盡きせぬ光明とを現代に迄傳へて、我が國に於ける最初の著作物として不朽に存して居ります。然し太子の御製作と云ふものは、只此ればかりでなかつた事が近頃知られたのであります。正倉院文書は記して居ります、

太子御親撰の觀音經疏があると。此れから考へますと、太子は、此の外か多くの傳へられたる經典に註解を加へ、大々的に新思想を宣傳せんとして居らせられた事が想像し得らるゝのであります。

太子の御時代は、丁度明治初年に歐米の文化が大河を決する勢ひで這入つて來て、當時の人々は、一も二もなく新文化に心酔して、在來の祖先の温い血が通つて居る文化を極力排濟して、復たと得られぬ文化の結晶物を惜氣もなく、海外に持ち去られた様に、民衆心理の一大變動期であつた。而かも佛教、儒教、神道等、我が國固有の信仰と文化、新輸入の文化と信仰とを充分に咀嚼して了解して居られた太子は、吾が國固有の文化と信仰とに厚い同情を有し、當時の吾が國の人々より更に、進んだ思想、信仰を積極的に受け入れられ、妄信と過信に陥り勝ちな民衆を立派に指導して、在來の文化と信仰とを保持し、大陸の文化と信仰との調和を謀られたのである。若し此の時代に固有の文化や信仰に同情を有せず、大陸文化に理解の無い人ばかりが居たなら



ば、國體の上からは獨立と云ふ事が消え失せ、言語の上からは亡國の民となり、信仰の上からは外國の宗教に降伏する事となつたであらう。太子の後、文化の流れは幾度變遷したか知れぬ、然し其の文化は常に太子に還元され、國民思想は健全に、日本特有の文化は完全に發達を遂げて居る。

此くの如く太子は、新思想の宣傳を、口に筆になされますと同時に、新思想宣傳の場所をも所々に御建立になりました。

前にも述べました様に、難波の四天王寺は外交の策源地、外交政策の爲めの御建立であり、法興寺——元興寺——は、對內的の爲めに、共に國家經營として御建立でありましたが、今度は太子が信仰の溢れとして、澤山の會堂を建て、一般民衆に新信仰を鼓吹し新思想を宣傳する所とせられました。

太子御建立の寺院は、果してどれ程あつたか明らかではないが、今三四の説を擧げて見ると。先づ古今目錄抄に依ると四十六ヶ寺が擧げてある、

- |       |                       |       |                          |
|-------|-----------------------|-------|--------------------------|
| 荷神寺   | 駿河嶽山                  | 阿彌陀院  | 信州後名善光寺<br>本名百濟寺         |
| *四天王寺 | 攝津玉造                  | *敬田院  |                          |
| *悲田院  |                       | *施藥院  |                          |
| *療病院  | 已上四ヶ寺<br>今天王寺也        | 茨田院   | 河内                       |
| *菅田院  | 同國<br>不入有異義           | 太平寺   | 同國                       |
| 御廟寺   | 同國、名轉法輪寺<br>或科長寺、或石河寺 | 法隆學問寺 | 大和國、此寺有七號<br>其中此南門名也     |
| 來立寺   | 中門也                   | 鳥路寺   | 經藏也                      |
| 七德寺   | 金堂也                   | 寶龍寺   | 鎮守也                      |
| 聖國寺   | 講堂也                   | 往生處寺  | 塔婆也                      |
| 上宮王院  | 班鳩宮<br>御夢殿            | 元興寺   | 同國、此寺有四寺<br>此者南門名也中門亦此内也 |
| 飛鳥寺   | 西門也<br>金堂也            | 法萬寺   | 東門也<br>塔婆也               |
| 法興寺   | 北門也<br>講堂食堂也          | 中宮寺   | 同國、班鳩尼寺<br>此寺比丘尼法興寺也     |



法起寺 同所、池後寺  
亦云阿本寺  
 菩提寺 同國、橋寺也  
 葛城寺 同國  
 金剛寺 江州  
 織寺 同國  
 勝善寺 同國  
 般若寺 江州  
 妙教寺 同國  
 豐浦寺 同國  
 百濟寺 攝津國天王寺  
東面在之  
 久米寺 久米王子依太子命  
所立也已上二寺大和國  
 瓦寺 江州

妙安寺 同國  
 定林寺 同國  
 熊凝寺 同國  
 觀音寺 同國  
 味摩寺 同國、後云彌滿寺  
 \*日向寺 大和同  
 \*大宮寺 大和、金剛寺  
尼寺也、或本不入  
 坂田寺 同國  
 太子寺 美濃國、山背大兄  
懷胎之時、爲祈禱建之  
 當麻寺 太子舍弟建之  
蒙太子命建之、麻呂古王也  
 武作寺 近江國、  
或云長光寺  
 懷堂 江州

山田寺 大和國橋京建之山田大臣  
(蘇我倉山田石川麿)造營  
 野中寺 河内國  
蘇我大臣造

施蔗蘭寺院 法隆寺  
北山在之  
 四天王寺 出羽國  
秋田城在之

等の五十二ヶ所を記して居るけれども、印あるものは、疑はしいのと、寺に附屬のものをも舉げてあるのであるから、此れらを除くと四十六ヶ寺となるのであるが、此れは恐らく日本書紀卷二十二に、推古天皇即位三十三年九月、即ち太子薨去の後三年、僧正の官を設け、觀勒を僧正に任じ、寺院と僧尼とを勘録せしめられた事がある、此の時の書上に寺四十六所、僧八百十六人、尼五百六十九人、計一千三百八十五人とあるから、此の書上を以て全く太子の建立並に化度せる僧尼として、其の中の寺院を、後世目録抄を造る人が、諸方の寺院を結び付けられたものであらうと思はれる。

法隆學問寺  
法起

四王天  
法興



妙安  
定林

菩提

である。それから亦目錄抄の連文に太子建立の寺として、

大宮寺

般若寺

四天王寺

法隆寺

法起寺池後

法興寺

菩提寺

妙安寺葛城

定林寺已上七ヶ伽藍也

元興寺

百濟寺後寺也

蜂岡寺

六角堂

桂宮院ウツマサ寺

熊凝寺大安寺

中宮寺

現光寺比蘇

日向寺或説不入

妙教寺

坂田寺宮所

茨田寺河内

を擧げてある。此の中四天王寺以下の七ヶ寺は、最も重要なものとして勘定されて居る、亦法興寺と元興寺とは古來一ヶ寺であると云ふにも拘はらず別寺として居るのは研究の餘地がある。——最も近頃の研究では別寺であると云ふ説もあるけれども——それから扶桑略記卷四には、太子造る所の寺等、合して九院なりしとある。即ち

天王寺

法隆寺

元興

中宮母后宮爲寺也

橋寺

蜂岡賜秦川勝蜂岡者廣隆寺也

池後

葛城

日向寺

である、亦其の連文に天王寺縁起に云くとして、聖徳太子八ヶ寺院を建立すとして寺



は擧げてないけれども、諸經の説から考へると、日向寺を除いた他の八ヶ寺を云ふのであらう。

それから法王帝説には七ヶ寺を記して居る、其の七ヶ寺は、

四天王寺	法隆寺
中宮寺	橘寺
蜂丘寺	池後寺
葛城寺	

である。此の説が最も真に近いものと思はれる。此れから此の七ヶ寺のあらましかけを述べて、太子の恩徳を讃歎し度いと思ふ。

四王天寺は、前に己で述べた。

法隆寺は、大和法隆寺驛から十丁ばかりの所にありまして、太子が十三歳の御時、御父用明天皇が御大患に御罹りでございました、此の天皇は敏達天皇の皇后である後の

推古天皇と、太子とを枕邊に御呼び遊ばされ、御惱平癒を祈らんとために薬師像と寺とを建立し度いとこの事でございました。然し間もなく天皇は御崩御に相成りました、め太子は其の御遺志を繼いで早速薬師像の造立と、寺の建立とに着手されました、其の時薬師様の後光に銘文と云ふて、太子が御自身で御造立になる縁起を記されて居ります、薬師佛光背の銘と云ふて、今に太子の御孝心の深かつた事を物語つて居ります。法隆寺と云ふ寺は、此の薬師佛を安置せんがために御造營に成つたもので、落成したのは太子攝政の十五年である。此の寺は、再建、非再建など云ふ議論はありますけれども、兎に角太子時代の文化を其の儘今に傳へて居ります。

中宮寺は、法隆寺のすぐ傍にありまして、太子が御母間人王マヒトの爲めに建てられたと傳へ、葦垣宮、岡本宮、鮠宮の三殿あつた中、鮠宮を改めてお寺としたものであつて、鮠宮は三殿中の中央にあつたから中の宮と稱へたのを取つて中宮寺としたとも云ひ、鮠は即ち斑鳩であつて、太子別殿のあつた所であります。亦鬼前カシヅキ太后即ち中宮が發願



されたから中宮寺とも傳へる、何れが眞であるかは明らかでありませぬけれども、太子時代に出來し、後ち尼寺となつて、現に名高い太子の追善の爲めに作つた天壽國曼荼羅を保存して、太子の偉業を傳へて居ります。

蜂岡寺は、京都から櫻で名高い嵐山へ行きます途中の太秦と云ふ所に廣隆寺と云ふ名で現存して居ります。ここはもと百濟から歸化して織物に巧みな一族で秦氏と云ふものが住んで居た所で、太子の時代に河勝と云ふ者が居り、大和朝廷の御用を勤めて居りましたが、攝政の十一年十一月、一軀の佛像を太子から頂戴してお祀り致したのが此の寺の基であります。

橘寺は、大和畝傍の神武天皇の御陵から程經ぬ丘の上にある寺でありまして、太子が居らせられました橘宮を改められたものであります。今は菩提寺と云ふ名に改められ、橘寺は通稱となつて居ります。

池後寺は、法起寺と云はれ、法隆寺から少し離れた所に、昔ながらの塔が残つて居

ります、今法輪寺と云ふて居り、傳へには太子の御子、山背王が父君の奉爲に御建立遊ばされたのだと云ひます。

葛城寺は、妙安寺と稱へられ、豊浦寺の東に在つたのでありますけれども、今は迹方もなくなつて居ります。

此の七ヶ寺中でも、太子自身の御建立と云ふものは、四天王寺と法隆寺であり、而かも四天王寺は前に云ふが如く官營であるから、法隆寺だけが、太子發願の寺であつて、亦其の當時の形を傳へて居る唯一の寺である。

## 第十章 太子の外交政策

太子が攝政の職に就かるゝや、朝鮮に對する御活動は極めて積極的であつた。任那再興のために筑紫に五將軍を下し、新羅、百濟に對しては嚴重な斷判が開かれて居た、彼の三寶興隆、佛寺造立などは、對朝鮮政策とは何等關係がない様であるけれども、



事實は決してそうでない。朝鮮大陸の文化を輸入するの手段として、佛法興隆を謀るは極めて重要な手段であり方法である。依てそれが任那再興に大關係を有する事となる。そこで攝政二年には三寶興隆の詔勅降下となり、前年來交渉中であつた任那府再興も成就して、三年には筑紫の五將軍等は京師に引上げた。五年には吉士盤金を新羅に派遣せらるゝと共に、馬子、慧聰などと共に伊豫の道後へ温浴に行かせられた。元來此の地は外交の策源地であつたから、盤金の發程と、温泉行とは深い關係があるに相違ない。然るに盤金が行てから暫くして攝政の八年に、新羅は亦もや任那を抗撃した、そこで二月には、境部臣を大將軍とし、五萬餘の兵を發して新羅の五城を陥れた。此の破竹の勢に恐れた新羅王は、白旗を掲げて我が軍門に降り、六城を捧げて罪を謝し、亦『天上に神あり、地に天皇あり、是の二神を除いては、何ぞまた畏るゝものあらんや、今より以後、相攻むることもなく、且つ船は桮乾さず、毎歲必ず朝貢せん』との上表をした。

然し新羅の上表は虚言であつて、やがてまた叛したため、十年二月、新羅征伐の議を決せられ、太子の同母弟來目皇子を大將軍とし、二萬五千の軍勢を引卒して出征せしめられた。皇子は、その年の四月、筑紫の志摩郡に屯し、船艦軍兵を整へて渡海の準備に御奔走中、病に罹らせられ、翌年二月、遂に薨去あらせられた。由來、皇族の御方で朝鮮迄往かせられたのは、神功皇后以來、御一人も在らせられなかつたけれども、太子の對朝鮮政策と云ふものは、尋常一様でなかつたため、其の親征の總指令官にも重きを置き、數多い皇族の中でも、最も御關係の深い、弟宮を以て其の任に當らしめ給ふたものである。しかも事業の中葉で薨去あらせられ、朝廷での御歎きは一方でなかつた様である。

それで今度は、當麻の皇子を征新羅將軍として御派遣になりましたが、皇子の播磨に至られた時、夫人薨去の事があつて、途中から引返られ、終ひに新羅征伐が中止の状態となつた。此の後の新羅の態度はどうであつたか、此れ以後は新羅が任那を侵した様に



も見えず、二國は共に朝貢して居るのを見ると、多分新羅は、外では日本の大軍が將に海を渡らんとして筑紫に大兵を屯せしめ居るを聞き、亦隣國に百濟、高麗などが國境を越え様として居るのを見、内では、人民が戦々兢兢々として居るがため、三方から國境を破られぬ内に和を講じたものであらうと思はれる。

來目の皇子は征途に薨じ、當麻の皇子は夫人遠逝のため渡海を欲せられず、太子の對朝鮮政策は、思ふ儘に進捗しなかつた。然し太子は、此れを機會に却て支那と直接交通を開くの道を講じられた。

日本が支那と交通して居た事は、吾等が日本の古史で見ると、遙に古いものであると思はれる。漢書に依ると、漢の武帝は朝鮮を平げ四郡を設置した時に、既に樂浪の海外に倭人ある事が知られると云つたと記して居る。彼の山海經の倭の記事は、或は此れに先つかも知れぬけれども、其の時代は果して何時であつたか明らかでない。亦我が國の各地から出土する遺物の中には、明らかに前漢時代のもものと認めらるゝも

のが往々にしてある、此れに依て考へて見ると、我が國人が支那と交通したのは、決して神武天皇以後ばかりでない事が知れる。亦博多の志賀島から出た漢倭奴國王印であるとか、三國志に載せてある魏の卑彌呼ヒコヒに下した詔勅、宋書、南史などに出る記事に依ると、日本の朝廷が常に支那から國王に封せられ、屢支那に上表して官爵を受けた事を記して居る。此の問題に就ては古來史家の間に屢論せられた様に、通譯外交の弊が絶頂に達したものであつて、當時我が國の人は直接外交の事に當らず、其の接衝は悉く支那、三韓の歸化人であつたから、支那と交渉するにも鴻臚寺の官吏と喋し合せて、外交文書など云ふものは勝手に支那朝廷の喜ぶ様に作り代へられたものであつた。丁度足利時代に山口の大内氏が日本國王印を預つて明との交渉をして居た如く、漢倭奴國王印など云ふものも、安曇連等の様な外交事業を司つて居たものが、勝手に使用したものである事は十分に想像し得らるゝものである。そこで太子已前の外交、殊に支那との關係と云ふものは、云はゆる通譯外交で、中央政府である大和朝廷は、物



質上の利益は受けられたけれども、其の外交の内容に至ては、殆ど没交渉であつた。太子が攝政の職に就かるゝや、太子は三韓から來た學問僧であるとか、覺智など云ふ學者に就て十分に内外の學藝を御研究になつた結果、通譯外交の弊を太く認められ、當麻皇子が中途から引返されたのを残念に、寧ろ新羅などの小國に關係して居るよりも、更に支那との直接交渉を行ひ、そして外交問題を實質的に對外政策を獨立せしめ、國威を大に發揮せられたのである。

そこで先づ攝政十五年七月、皇別出身の名家である小野妹子を遣隋使となし、始めて吾が朝廷から直接の使臣が隋の煬帝を訪問する事となつた。そして國書の如きも太子自ら筆を執つて、『日出國の天子、書を日没する國の天子に致す、恙なきや』と云ふ風に全く對等の辞を用ひ、倨傲なる煬帝をして一度は驚き、一度は怒らしめて『蠻夷の書無禮なり、二度び上らしめてはならぬ』と云つて却けたと隋書に記してある。此の時の隋から寄越した返事は、勿論従前の様な形式であつたけれども、太子は此れを

以て意にも介せず、要は當方よりの意志さへ通すれば可なりとし、極めて用意周到にして、交通を絶へしめざる様な外交政策を執られた。

翌十六年四月、裴世清等が國使となつて妹子の歸朝と共にやつて來た、越へて九月再び妹子を裴世清の歸國に従はしめて隋に遣はされた。此の時も『東の天皇、敬て西の天皇に白す』と記した國書を齎らさしめられた。

此の様に太子は、從來恰かも屬國的の交際をして居た事から脱却して、嚴然たる獨立國であると云ふ事を支那に知らしめられた事は全く太子の學識と、英邁な資性の發露であつて、後世の遣唐使、遣明使などが行ふた、卑屈な外交を敢てしたのと、誠に霄壤の差である。

猶太子が隋に妹子を二度迄も遣はされ、攝政の二十二年六月、犬上君、御田鍬等を送られるなど、隋との直接交渉を開かるゝに至つた一半の目的は、三韓文明の源流である支那から文化を齎らさんためであつて、それには諸種の書籍を蒐集し、精神的に



支那文化を味はしめむ爲めであつた。そして遣隋使の行く度び毎に必ず政治、法制、經學をはじめ、その他、直接彼の國の人に就て學ばしむ可き留學生を送られた。大化の革新に參與して偉績を今に留めて居る僧旻、高向玄理などは、何れも太子に依つて派遣された主要の人々であつた。

## 第十一章 太子の社會政策

太子が日本社會の文運發達に努力せられた事は屢述べた。更に上に洩れたものを列ねて見ると。

前にも述べましたが、曆法を制定發布せられたと云ふ事は、日本の農業界に如何ばかり貢献したことでありましょう。亦憲法中に、人民賦役の時を限定せられたのは、我が國の産業發達に御心を傾けられた結果であります。彼の幕政時代に時を關はず酷使したのと比較して、誠に太子の有りがたい思召が窺はれるではありませんか。

攝政の十五年冬には、農民の利便を謀らんとの思召しから灌漑用の池を、大和の高市、藤原、肩岡、菅原、河内の戸刈、依網ヨシミ、等に掘り、山城の栗隈には運河用の大溝を掘鑿し、亦國ごとに屯倉即ち今日で云ふ倉庫を官營で造て、農作物の供給と保存を便ならしめられました。亦二十一年十一月に、大和の掖上ウキノエウ、畝傍、和珥ワニ等に池を作つて水田開墾を奨励し、同じ月、難波から飛鳥の京迄、大道を開通して外交使節等の入朝と、國民の往還を容易ならしめ給ふた。

十三年四月、天皇から太子、大臣及び諸王、諸臣に命じて、銅繡丈六佛像各一軀を作らしめ、鞍作鳥を其の監督官に任せしめられました。此の事を聞いた高麗の大興王は、隨喜の餘りに黄金三百兩を献上致しました。翌年、此の佛像が出来上りますと、早速と元興寺の金堂に安置せられ、盛大なる開眼供養が行はれました。此の時、鞍作鳥は造佛の功に依つて大仁と云ふ位を與へられ、近江の坂田郡の水田二十町を賜ふたと云ふ事があります。思ひますに、此の前の年の七月、太子の發案で、在朝の人々に習と



云ふて襲衣を著せしめられたとありますから、元興寺の入佛開眼供養には、それぞれ位に應じた冠を載き、色々と綺麗な襲衣を著けて参列された事と思はれます。

十八年三月には、高麗王から僧曇徴、法定の二人を送られました。中にも曇徴は五經に通じ、彩色法であるとか、紙墨などの製法、顔料を磨研する礮磴の製造などに熟達して居りました。此れなどは何れも太子の御注文の結果送られたものと思はれます。紙墨などは或は此れより先きに傳へられ、其の製造も不完全ながら致して居たでしょうけれども、到底一般に使用し得られるほどに發達して居なかつたものと思はれます。そこで太子は、紙筆墨など云ふものを國産で十分に間に合ふ様にと云ふ思召から此の事があつたものと考へられます。そして曇徴が、彼の藝術上のエターナルライフを今日に傳へて居るのは、法隆寺金堂の壁畫であります。此れなども、恐らく太子が法隆寺を御建立になつたものの、云はゆる根本中堂である金堂が立派に出来たけれども、どうも出来上つて見ると内部が何となく寂しい、そこで何か此の堂をして壯嚴ならしめ

るものと思召して、壁畫作成と云ふ事になつたのでありまじやう。壁畫など云ふものは、一般的のものではありませんけれども、此れも太子の藝術味の發現であつて、此れに依て國人の藝術に對する觀念を向上せしめん思召しであつたに相違ありません。即ちどちらかと云へば此れまでは極めて無趣味粗雑であつた社會人衆の心理を、此れなどに依て和らげ度いと思召されたのであります。太子が佛教修行を盛に宣傳されたなど、何れも根本の精神は、大陸と同格の交通をして、一般人民を社會的に向上せしめ度いと云ふのが眼目であつたのであります。

亦二十年に百濟から歸化した醜麻呂は、勅命で宮廷に吳橋と、須彌山を造つたとある。橋は前からあつたけれども、吳橋と云ふのは、云はゆるそり橋である。

二十六年、河邊臣を安藝に遣はして船を造らしめられた事があります。此れより先き、十六年の四月、妹子が任終へて歸朝致しました時、隋の煬帝から裴清世を答禮使として妹子に附けて寄越した事があります、彼等は今の瀬戸内海の風光閉眉なのを觀



賞しながら、長い船路の疲れも忘れて難波の沖合へと到着致したのであります。此の時朝廷からは三十艘の船に美々しい飾りを施し、船歌を謡はして迎ひに出させられました。此れなどから窺ひますと、此の頃では大分と造船術も發達して居たと思はれます。殊に太子已前は單に朝鮮との交通だけでしたけれども、太子の時代には支那との交通が始まりましたから、勢ひ大洋を横ぎるだけの大船でなければならぬ、それだけに亦太子は造船の事にも御注意に成つて奨勵せられた事と思はれます。

それから朝廷で、隋から來た使を迎へるに、接伴官は元とより、朝見式に列席した人々は何れも錦、紫繡織等の五色の綾や羅を用ひたとあります。此れなども、太子が織物業を御奨勵に成つた結果であります。従てぬひとり云ふのも此の頃は非常に發達して居て、百官が着用する衣類に刺繡したばかりでなく、繡佛が出來て居ります、彼の元興寺金堂丈六の繡が太子時代の作として有名であります。殊に名高いのは、今其の一片を大和の中宮寺に留めて居る天壽國曼茶羅であります。此れは太子薨去の

後、妃の橘女王が、悲哀の餘り太子往生の所を圖に表はしたもので、其の天壽國と云ふのはどこであるかは、昔から議論せられ、西方極樂淨土である、兜卒の淨土であると言はれて居て未決でありますけれども、兎に角此れは太子が平素御話して居させられたに基いて畫いたものでありまじやう。其の下繪を畫いたのは東漢の末堅、高麗の加西溢、漢の奴加己利の三人であつて、此の繪に基いて五色の絲で刺繡したのが天壽國曼茶羅で、二張造られたとの事であります。此れなどは、慥に太子の産業奨勵の力であります。

亦二十年には、百濟の人で味摩之と云ふ者が歸化致しました。此の人は元と吳の國へ行て伎樂舞を習つた人であります。此れは今日、宮中で行はれます舞樂の基でありまして、奈良の春日神社、大阪の四天王寺には石舞臺、大和の法隆寺には板舞臺と云ふて非常に有名であつて、今に保存せられて居ります。味摩之が來ました時、彼を櫻井の館に留らしめ、少年を集めて習はしめ、眞野の首の弟子、新漢文の二人が最も熟達し



て、此れを後世に傳へたと云ひます。此くの如くして太子の藝術に對する御考へはドシ／＼と實現され、以て社會教化の資とせられたのであります。

亦十九年の五月五日、始めて兎田の野に藥獵を催されました。此の時、百官は冠に従つて色の服を着けて行たとあります。一の野外行樂でありましたやうけれども、而かも其の行樂を單なる行樂とせず、藥草採取に事寄せられたと云ふ事は、太子の細心の注意が窺はれます、藥草を採つて來て此れを藥寮で研究せしめ、そして一般の藥劑とせられたと云ふ事は、今の觀櫻、觀楓と云ふて時間と金とを浪費する徒輩に比して害壤の差があります。此の事は翌年の五月五日にも行はれ、爾來年中行事の一となつて居ります。

それから亦感化、救濟、養老等の事業も、太子の御意を注がれた所であつて、四天王寺の建立あるや、佛法の學問、規律、音樂、其他百般の技藝を練る可き道場である敬田院を中心とし、之れと並んで、頼りない窮民を救ふ悲田院、病人の爲めの療病院、醫

藥を製作し頒布する施藥院等の社會設備があつたのである。此れなどは太子社會政策を味ふ可き最も意義ある事業であつて、前述の藝術的方面が間接的政策であるとしたら、四天王寺附屬の四院は直接的施設である。

此の外か十七年四月八日には、始めて灌佛會が行はれ、七月十五日には孟蘭盆會を御始めなされた。灌佛會は釋尊の降誕を祝ふ佛教徒の事業であるが、孟蘭盆會は佛説に基いた祖先奉祀の盛典である。此れを太子が御採用なされて、年中行事とせられたのは、全く我が國太古已來の美風である祖先崇拜に準用せられたものであつて、此所にも太子の佛教徒としての心持と、祖先崇拜を重する國風をどこまでも維持し度いと云ふ態度とが窺はれ、民衆教化と云ふ事に如何に細心で居させられたかを拜察する事が出来る。

## 第十二章 太子の薨去及び家族



大和中宮寺に一部だけを留めて居る天壽國曼荼羅は、太子時代の藝術の誇を今に傳へて居りますと共に、我等にとつて、佛教の父、文化の母であらざれる太子の神去りましたる悲しい事柄を一千三百年の今日に物語つて居ります。當時の發達した、今は到底真似の出來ぬ様な藝術を見ると云ふ事は、如何に我々を喜ばせる事でありましよう。然し此れと共に亦其の一條の絲にも橘女王の太子を慕ひまひらす涙がにじんで居るかと思ひますと、私等は貰ひ泣きではありませぬ、誠に血の涙が出る程に悲しいのであります。そこで其の全文を出して見ますと

斯歸斯麻 宮治天下 天皇名阿 米久爾意 斯波留支 比里爾波 乃彌己等  
娶巷奇大 臣名伊奈 米足尼女 名吉多斯 比彌乃彌 己等爲大 后生名多  
至波名等 己比乃彌 己等妹名 等己彌居 加斯支移 比彌乃彌 己等復娶  
大后弟名 乎阿尼乃 彌己等爲 后生名孔 部間人公 主斯歸斯 麻天皇之  
子名<sup>雜</sup>奈 久羅乃布 等多麻斯 支乃彌己 等娶庶妹 名等己彌 居加斯支

移比彌乃 彌己等爲 大后坐乎 沙多宮治 天下生名 尾治王多 至波奈等  
己比乃彌 己等娶庶 妹名孔部 間人公主 爲大后坐 瀆邊宮治 天下生名  
等己乃彌 彌乃彌己 等娶尾治 大王之女 名多至波 奈大女郎 爲后歲在  
辛巳十二 月廿日癸 酉日入孔 部間人母 王崩明年 二月廿二 日甲戌夜  
半太子崩 于時多至 波奈大女 郎悲哀嘆 息白畏天 皇前曰脩 之雖恐懷  
心難止使 我大王與 母王如期 從遊痛酷 無比我大 王所告世 間虛假唯  
佛是真玩 味其法謂 我大王應 生於天壽 國之中而 彼國之形 眼所區看  
怖因圖像 欲觀大王 往生之狀 天皇聞之 悽然告曰 有一我子 所啟誠以  
爲然勅諸 采女等造 繡帷二張 畫者東漢 末堅高麗 加西溢又 漢奴加己  
利令者棕 部秦久麻

此れであります。此の曼荼羅の周圍に、龜の形が一百個織り出されてあつて、其の龜の甲に、四字づゝ字を出したのが此の四百字の銘文であります。字は唯だ四百字であり



ますが、太子の薨去と其の前後の有様は我々の眼前に展開されてある様にそれほど明らかに知り得られるのであります。日本書紀の作者は、どうした事か、太子薨去の年代をまちがへて攝政二十九年として居ますが、此の銘文がある已上は、何等のオーソリチーに値ひしませぬ。上に掲げた銘文は、亀甲に四字づゝ配當したため、讀みにくふなつて居ります、そこで拙いながら、此れを譯して見ますと、こうであります。

しきしまのみやにあめのしたしろしめすゝめらみこと、みなはあめくにおしはるきひろにはのみこと、そがのおほおみ、なはいなめのすくねのむすめ、なはきたしひめのみことをめとりておほきさきとなし、なはたちばなとよひのみこと、いものなはとよみけかしきやひめのみことをうみたまふ。またおほきさきのいも、なはおあねのみことをめとりてきさきとなし、なはあなほべはしひとのひめみこをうみたまふ。しきしますめらみこと、なはぬくらのふとたましきのみこと、ままいも、なはとよみけかしきやひめのみことをめとりておほきさきとなし、おさだのみやにい

ましてあめのしたをしろしめし、なはおはりのみことをうみたまふ。たちばなとよひのみこと、ままいも、あなほべはしびとひめみこをめとりておほきさきとなし、いけべのみやにしましてあめのしたをしろしめし、なはとよとみのみことをうみたまひ、おはりおほきみのむすめ、なはたちばなのおほいらつめをめとりてきさきとなしたまふ。としなみかのとみにあるしあすはつかみづのとどりのくれつかた、あなほべはしびとはゝみことかむさりましぬ。あくるとしきさらきはつかあまりふつかきのえいぬのよなかに、ひつぎのみこかむさりましき。そのときにたちばなのおほいらつめかなしみなげきまして、かしこきみかどのみまへにまふしてのたまはく、まふさんことはかしこけれども、こゝろにおもほゆることもだしがたし、わがおほきみとはゝみこと、ちぎりましつるがごとくかむさりまして、いたましきことたとしへなし。わがおほきみのたまひしは、うつしよはかりさまにして、たゞほとけのみはまことなりとのりたまひて、そのみちをよくあちはひたまひき。わがおほきみ、まさに



とことはのみくにのなかにあれましたらむ、しかはあれど、かのくにのさま、まのあたりにかたきことなり、ねがはくは、ゑがけるかたちによりて、おほきみのあれましゝさまをみまほしと。すめらみこときこしめして、いたましくおもほしてのりたまはく、たゞひとはしらざるわがみこのまふすところ、まことにしかあらんとおもほすとのりたまひて、もろもろのうねめどもにみことのりして、ぬひもののかたびら、ふたはりをつくらしめたまひき。ゑがけるひとは、やまとのあやのまつけん、こまのかせい、またあやのぬかこり、つかさどれるひとは、くらべのはたのくまなりき。

と。此の橘の女王が太子に對する燃ゆる様な愛と、それから極めて氣高い信仰の結晶として顯はれた曼荼羅は、太子に就て何よりの史料であります、此の史料に裏書きして居りますのは、法隆寺金堂釋迦佛光背の銘文であり、法起寺塔婆露盤の銘文であります。釋迦佛光背の銘は此く云ひます。

法興元卅一年歲次辛巳十二月、鬼前の大后崩す、明年正月二十二日、上宮法王病に枕し食をよろこびたまはず、王后仍ほいたづきを以てやみたまひ、竝に床に著く、時に王后王子等及び諸臣と深く愁毒を懷き、共に相發願し、仰いで三寶に依り、まさに釋迦像尺寸の王身を造り、此の願力を蒙り、病を轉じて壽を延し、世間に安住せしめ給ふ可し、若し是れ定業にして世に背き給はば、往きて淨土に登り、早く妙果に昇りたまはん、二月廿一日癸酉、王后即世し、翌日法王登遐したまふ、癸未の年三月中、願の如く敬んで釋迦の尊像竝に挾侍及び莊嚴の具を造り竟んぬ、斯の微福に乗じ、信道の知識は現世安穩に生を出で、死に入り、三主に隨奉し三寶を紹隆し、遂ひに彼岸を共にせん、六道に普遍せる法界の含識、苦縁を脱れて同じく菩提に趣く事を得ん、司馬鞍首止利佛師をして造らしむ

と云ひ、法起寺の塔婆の銘は

上宮太子聖德皇、壬午の年二月廿二日、崩するに臨むの時、山背の兄王に御願の旨



を勅し、此の山本の宮の殿宇、そのところに専ら寺を作らんがために、及び大倭の國の田十二町、近江の國の田卅丁、戊戌の年に至り、福亮僧正、聖徳の分に敬んで彌勒の像一軀を造り、金堂を構立し、乙酉の年に至り、惠施僧正御願を竟へんとして堂塔を構立し、丙午の年三月に露盤を營作す

とあります。此の銘文は、何れも漢文で出来て居りますが、便宜のため延書きに致しました。

法隆寺の釋迦像の銘文は、造佛の因縁が極めて明らかであります、法興元と云ふのは逸年號の一であつて、當時行はれて居たものである、三十一年に太子の母后が御病死遊ばされた、其の御看護で太子も、太子の妃で貞淑の譽れ高かつたかしはで姫も同じ枕に臥し給ふた。暗黒の世界から光明の世界へと導ひて下された大恩人も、吹く呼吸さへも氷る二月二十二日の夜半——いとしいかしはで姫が、背の君を残して天翔り給ふた翌夜——に、とはのねむりに就き給ふた。此の悲しみを見ざらんとして企てた釋迦

の造像は、却て追福のためとなつて、悲しい知らせを齎せて居ります。法起寺の銘文は、此の銘文と、曼荼羅の銘文に依つて作つたものでありましょう。丙午と云へば文武天皇の十年で、日本書紀脱稿の十五年前であります。

新思想輸入の父、新信仰鼓吹の母も、一度は往く可きでありましたけれども、何と短い御生涯で居らせられたのでしやう、只四十九年の生命とは。太子に更に壽がござりましたならば、我が國の文化は今少し早く熟した事でしょう、新宗教も今少し根底が定まつたでしょう。古京の六宗が形骸をのみ留むるに至つたのは、確とした根底の無かつた所に植え付けられたからではなかつたでしょうか。單に古美術品、國寶の凝集場たるに止まつたのは、確に左様と思はれます。

太子に新思想を御教授申上げて居た高麗の學僧慧慈は、此頃故國に歸つて、餘生を持戒と研究とに送つて居りました、太子が神去りましてから程なく、彼は太子の已でに去り給ふたのを聞き、非常に悲しむだ餘り、齋會を設けて親しく經を講ずると共に、

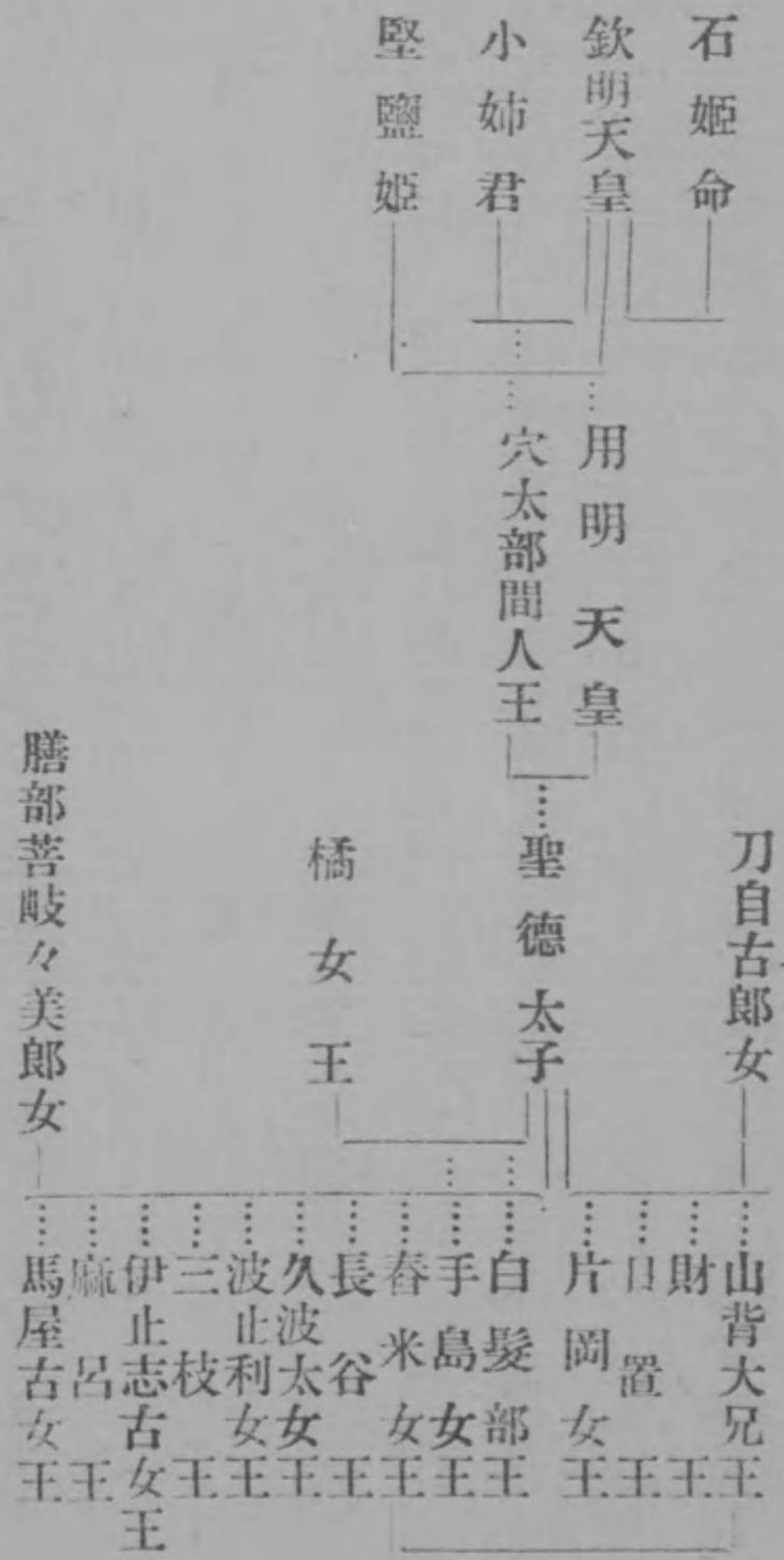


大衆に吾れ明年二月廿二日、上宮王の御忌日にみあとを慕ふて浄土に参り、まのあたり聖王にまみえんと誓ひ、其の日に至り奄然として乗化したと云ふ事である。

太子の薨去を聞いた國民の悲歎は如何であつたらう。書紀にはこう云ふて居ります、日月輝を失ひ、天地既に崩れぬべし、今より以後誰をか恃まんやと、天を仰ぎ地に俯し、耕せるものは鋤を棄て、船漕ぐものは艫を投げて手を拱いて泣き叫んだ。是の月、御屍を河内磯長ソナガの御墓に葬り奉つた。泣けど叫べと今は答へ給はぬ冷たい石の下、安けき眠に耽り、我が文化の開展を御守下されて――

太子の御兩親の事は前に申上げましたが、こゝで序に太子の御遺族の事を一寸お話し致して置きます。當時の我が國の風習は一夫多妻でござりまして、御父君の用明様の御父上欽明様は、蘇我稻目の娘二人と石姫と申上げる方との三人を后とせられ、用明様は蘇我出の姉娘のお腹、太子の母君で居らせられる用明様のお后は蘇我出の妹娘

のお腹で、異母兄弟で居らせられました。そこで太子は如何と伺ひますと、蘇我馬子の娘の刀自子郎女、尾張王の娘橘女王、膳部カシワデ菩岐々美郎女の三人のお后がござりまして、十四人の御子供が居らせられました。圖に致して見ますと、



なかなか御繁盛で居らせられましたけれども、推古天皇が御崩れ遊ばすや、此所に



繼嗣の諍が起つて、朝臣は二派に分れた、即ち推古天皇の時にも以前から太子にてましましながら帝位に即かせられなかつた彥人太子の御子田村皇子を推戴する一派と、上宮太子の御子山背大兄王を推選する一派とである。

此の時蘇我馬子は己でに死し、子の蝦夷が大臣となり、三代連続の外戚家として、隠然と強い權勢をもつて居たけれども、彼も猶此の問題ばかりは如何ともする事が出来なかつた。一方群臣の意は霸氣に富み、智謀勝れた山背大兄王よりも、極めて穩和な性質で居らせられた田村皇子を拜戴するものが多く、皇統の問題は遂に多數決で田村皇子に決定した、舒明天皇と申上るのである。蝦夷の叔父の摩理勢などは山背王を立つる急先鋒であつたから、此の結果を聞くや、非常に憤慨し、早速山背王に見えて事を起さんとしたが、王は嚴正に政を所理して居る者共の決定なれば一私人の意などを聞く必要がない、亦父上御存生中の仰せに諸惡莫作、衆善奉行とあつた、私情のために天下に大亂を起すは、余の好むところでない理と、盡して仰せられたため、摩理勢

も王の御高潔な御心に感じて御暇を告げた。歸つて暫くすると、彼が山背王を御訪問申した事を知つた、蝦夷は快からず思ひ、叔父討伐の兵を送つて摩理勢の宅を圍んだ、此所で摩理勢は山背王のお話もあつた事であるから、従容として軍門に降り親子、諸共絞殺の刑に處せられた。此の翌年の正月、蝦夷は私に紫冠を嫡子の入鹿に授けて大臣となし、朝政を裁斷せしめ、再び朝廷へ參るのを止して居た。此の事あつてからと云ふものは、元來が歸化人であつて、此く迄顯榮の地位を占むるには、種々と陰險な事を敢て憚らなかつたため、だん／＼と排斥せられる様になつて來た。

常に女を朝廷に入れて勢力を張るに怠らなかつた蘇我は、舒明天皇にも蝦夷の娘を嬪に入れて大兄皇子を生み奉つた。皇子は長子でおはす所から入鹿と謀つて他日皇位繼承に就て畫策怠りあらせられなかつた。此れと共に入鹿は何かにつけて目の上の瘤であるのは、隠然と天下に勢力ある山背王である。彼は權勢を利用して、其の住居から何もかも天子様と同様の事をし、苛税を課して領民を苦しめて居たが、其れでも足



りないのと、山背王の勢力を殺がんと目的から、山背王の領である壬生部の民に迄課税した、そこで王の一族は國に二つの君主なきに、何ぞ吾が民に課税するやと憤られた、此れを聞いた入鹿は彌々山背王弑虐の臍を固めた。

舒明天皇は在位十三年で崩御せられ、再び繼嗣の問題が免倒となつたため、皇后で居らせられた寶の皇女が位に即かせられた、皇極天皇と申上げるのである。天皇即位の翌年、天下の形勢は彌々穩かでなくなつた、ある者が山背王に叛逆の意ありと讒する者があつたから、入鹿は巨勢の徳太古を遣はして王を亡きものにし奉らんとした。軍勢を引受けられた山背王は、一時生駒山に一族を引卒して逃れ給ひ、三輪の君文屋が再起を企つる事があつたけれども、高潔な王は、私の事に依つて領民を苦しませるのは好む所でない、寧ろ我が身を殺して國家を固むるに如くはないと仰せられ、斑鳩の宮で一族と共に自及し給ふた。

國家あるを思ふて、一私事に己が情を任し給はなかつた山背王一族は、極悪愚癡の

入鹿の爲めに己ばかりでなく、一族共に亡び給ふた、悲惨の極みであり、亦同時に御高潔を欣慕せずには居られない。此の一條の物語を法王帝説や、補闕記には色々の事が記してある、けれどもどこ迄が其の眞であるかは、今此れを明らかにする事は出来ない。

### 第十三章 太子の思想と其の由漸

太子は佛教を以て宗教とし、道德の根源とせられたばかりでなく、亦學問とも見做されたのであつて、佛教の研究は、今の學問研究と殆ど同様の意味に考へられて居たらしい。即ち今日泰西の學問をするのは、ツマリ泰西の文化を研究するのであるが、太子時代にあつては、佛教已外に學問も藝術もなく、佛教が是等を悉く包含して居たからである。彼の四天王寺の敬田院は、官費で學僧を養成した所であり、法隆寺は私の寺であるが、此所にも學僧のために資糧が別途に積まれて衆僧分としてあつた。此れらは何れも太子の發案であるが、太子自らの思想は、十七憲法や、三經文疏で窺ふより



外に道がない。攝政二十八年には、馬子と共に國史を編纂せられた、此の時に出來たものは、天皇記、國記、臣連伴造國造百八十部並公民本記等であつたと云ふから非常な大著述であるが、惜しい事には蘇我氏の没落と共に焼け失せたため、我が國空前の大編纂であつた此れらが今見る事を得ぬは、遺憾の極みである。若し此れがあれば、確かに解し難い古事記や、屢々誤を傳へて居る日本書記などに苦しめらるゝ必要もなかつたであらうと思はれ、勝鬘經疏などで大概は太子の國家觀念などは知れるけれども、此れら史的著述があれば、更に一層、太子の此の邊に對する考へが知られた事と思はれる。

彼の四天王寺の四院建立は、何に依られたと云ふに、此れは勝鬘經の思想から影響を受けられたものと思はれる。敬田院は中心道場であつて、此れを取り巻く三院建立の思想と云ふものは、勝鬘經の眼目である攝受正法の三種である捨身、捨命、捨財を取つたものである。それはどうして知り得るか云ふに、太子は勝鬘經義疏卷中で此の

三を立派に具體化して説明して居られる、其の説明に依ると、捨身と云ふのは、自ら放て奴となる事、即ち身を抛つて衆生の爲めに勤める、云はゆる社會奉仕である、此れが四天王寺では悲田院となつて、社會に頼りなき人々をして安心に餘生を樂しませて居る。捨身とは、人のために死を取る事であつて、即ち人のためには身を鴻毛の輕きに置いて救ふ、此れが療病院と顯はれ。捨財とは、身外の物、即ち自ら持つて居る財物を他に頒與する事である、此れが施藥院となつて、醫藥を製し、無料頒布をして居たのである。

それから憲法十七條と云ふものは、前にも云ふた様に、主として論語と禮記とを典據とした王政統一を宣言した國家の大典であると共に、國民の一致協力、上下の道徳的和合を提擲した訓諭であるが、第二條の篤敬三寶と云ふ項目は、決して獨立したものでなく、前後の十六條に關聯し、亦十七條を貫通した太子の主義を顯はしたものである。此れに太子は云はゆる性善説を主張する人であつて、此れは佛敎の佛性説に



甚だ近い考であり、亦從て佛教の一乘主義に基いた太子の理想を實現せしめたものである。此の一乘主義は、太子の最大理想であつて、三經疏共至る處に屢繰り返されて居る。

亦隋と對等の交通を開始し、此れまで通譯外交に依つて、隋帝を思ふ儘に日本を屬國視せしめたのを一躍して肩を並べ居るを宣せられたのは、例の一乘主義、佛教の宇宙主義に啓發されたものであつて、維摩經義疏上の國土を釋されて居る一節は、此れを説明するに十分である。

それから、太子が攝政として在位三十年間の仕事と云ふものは、一々に理想の根據があり、熱烈なる信仰を以て此れを遂行し、思想の明を以て案配せられた。此れは元より太子の叡才の然らしむる處であつたに相違ないけれども、此れ亦佛教中、法華經の釋尊にインスパイアされたものである事は、法華經疏卷一に釋尊の化導を説明せられて、夫れ聖人のなすところ、因縁なきにあらず、必ずや遣るに因つて利す可きが

故に然るなりと云ふて居られるのを考へて見て、其の實際である事が肯かれる。

亦四天王寺を、特に都を離れた浪華の荒陵に建てられる、然かも其れが國帑を費して輪奐の美を備へしめた理由は何か。佛道修行の長い旅路の疲れを休める爲めに一城を作る事を説いた法華經の化城喩品は、太子に何も賚さなかつたらうか、太子が遠來の客のために、上陸の地に精舎を建て——音樂を奏で、飭船を出したりして——當時佛教を以て國教として居た彼等に、十分に法樂を受く可き止息の場とせられた御心は、全く化城喩品で一休みして、更に此の奥に眞の寶處ありと教へて修行者を慰めて居るものと非常に能く似通ふて居る。そこで天王寺造立——外國使臣のために——と云ふ思想が法華經に基き、其の設備が勝鬘經に依り、一代の施政方針と云ふものは維摩經などの宇宙主義、一乘主義に依準されたと云ふ事を知り得ると、太子の思想も、亦其の由漸も明らかに知り得らるゝのである。只例の觀音經疏が名ばかりあつて、實際に無いのは残念であるけれども、其の思想は矢張り此れら三經疏から類推して、一乘主義、



差別に即した平等主義を高潮されたものである事が察せられる。

以上に依て大概太子の思想生活の内容を知る事が出来たが、更に深く其の内面的方面とも云ふ可き信仰を考へて見ると云ふ事も、必要であらうと思ふ。

信仰と云ふ事を考へるとき、自然と其の内容は三分される、其れは如何なる宗旨を信せられたか、如何なる佛を拜まれたか、如何なる浄土に往生せんと願はれたかである。そこで先ず太子は何宗を信じられたかを研究する事は、従て太子當代の佛教と云ふ事を考へなければならぬ、後世でこそ古京の六宗と云ふ名があるが、事實奈良朝佛教の隆盛であつた時の僧侶は、平安朝から鎌倉末期迄に興起した宗旨に屬する者が、云はゆる宗我を張つた程に宗見と云ふものは強くなかつた、寧ろ宗と云ふ考を持つて居なかつた、只自己の好む所に従たゞけであつて、亦人と人との間には多少の排擠もあつたが、宗と云ふものに就ての争などと云ふものは更になかつた。従て一ヶ寺の中に三論を學ぶものも居れば華嚴を研究する者もある有様で、眞個の八宗兼學であつたか

ら、太子時代は更に此れが一層深刻であつた、一千餘人の僧侶が居ても、それは丁度現今の學校生活と一般であつて、宗と云ふ考は少しもなかつた。太子は此かる時代に居給ふたのであるから、矢張り一宗に固定した信仰はなく、たゞ新思想、新宗教として迎へ、そして其れを信仰されたのであつた。固定した宗旨がないから、従て信仰の對象となる可き本尊も浄土も限定して居られない。後世此の問題を論ずるものが、太子の御病氣の時に群臣が釋迦像を作つて延年轉壽を御祈り申した事は、釋迦佛光背の銘で知る事が出来るから、太子は法華經所説の靈山浄土往生を願はれ、従て釋迦を信仰されたと云ふものがある。然し更に此れを探究する時、法華經所説の靈山浄土は女人往生を許さない、にもかゝはらず、太子薨去後、妃によりて作られた天壽國曼荼羅の銘文は明らかに女人往生の思想を示して居る、天壽國曼荼羅は一面太子の信仰生活を知り得るものであるから、太子が此の様な矛盾した考を持つて居られたとは考へらる可きでない。女人往生を直接認容した浄土はないけれども、西方浄土は、往生の刹那に女身



を轉じて男子とするのであるから、天壽國曼荼羅は西方淨土であると云ふ人もある。然し此れは要するに理論であつて、實際を物語つて居るものでない。恐らく太子には靈山淨土も、西方淨土の思想もなく、只總括的に永劫の安樂世界あるとの信仰があつて、それを妃などに物語られたものであると考ふるより外かに道がない、それは法華、勝鬘、維摩、觀音等の諸經を註解された事に依ても考へらる可きである。若し太子に組織的の信仰があつたとせば、講經等にも必ず系統的の經典を選ばれたに相違ない。

#### 第十四章 太子に關する毀譽

太子一代の功業が餘りに多かつたのと、佛教を以て主義とせられたといふ處とで、昔から太子に關する考は區々である。佛教徒は一人の太子に批議を加へたものはないけれども、徹底しない史家や、儒學者は盛に罵倒を加へて居る。その一二を擧げて此の編を終らうと思ふ。

太子が蘇我氏と共に物部氏を亡ぼされたに就ては、此れは只閥族打破の第一項であつて、太子が單に物部氏を亡ぼされたばかりでなく、冠位十二階、憲注十七條制定と云ふ事は、一切の閥族から超越しやうとせられたもので、太子の晩年、蘇我氏を疎んじ給ふたのを見ても此の間の消息は伺はれる。

崇峻天皇弑虐を傍觀し給ふたに就ては、此れは太子の年齢を考へて見ねばならぬ。猶馬子が大虐を行ふた事件の大概は、日本書記卷廿一に明らかである、即ち

五年冬十月癸酉朔、山猪を獻するものあり、天皇猪を指して詔してのたまはく、何れの時にか此の猪の頸を斷つが如く、朕が嫌ふところの人を斷たんと、多く兵仗を設け、常に異なる事あり壬午<sup>十月</sup>蘇我の馬子の宿禰、天皇の詔り給ふところを聞き、己れを嫌ふを恐れ、儻者を招き集め、天皇を謀りたてまつる

十一月癸卯朔乙巳、<sup>三月</sup>馬子の宿禰、群臣を詐りて曰く、今日東國のみつぎものを進めんとす、乃ち東<sup>ヤマトノアヤノアタヒコ</sup>漢直駒をして天皇を殺さしむ、是の日、天皇を倉梯の岡の



と、此の三項の記事が、大虐事件の顛末を記した全體である、之れから此の記事の評に或本云として、

大伴の嬪イラツメコトコ小手子、寵の衰へたるを恨み、人をして蘇我の馬子の宿禰に使はして曰く、このごろ山猪を献するものあり、天皇、猪を指してのたまはく、猪の頭を断つが如く、何れの時にか朕が思ふ人を断たんと、且つ内裏に於て大に兵仗を作り給ふ、是に於て馬子の宿禰聽て之れを驚く

とあります。此の二つの記事を見ますとき、前の記事は、天皇が馬子を殺さんとして御用意なされたので、馬子の驚きは喩へるものなき有様で、これではならぬと、先んじて大虐を行つたのだと云ふ事になるし、後の記事に依る時は、大伴の小手子が、崇峻天皇様から頂いて居た御寵愛が非常に薄らいで來たため 天皇様を御恨み申すはしない心から、天皇様のことを詐つて馬子に告げたため此の大事が起つたと云ふ事

になります。孰れにしましても、此の間の消息を考へまするに、天子様と馬子との間には、此の様な大事が、一婦人の告げ口に依つてさても行はれるほどに、睨み合ひをして居られたと云ふ事は否む譯には參らぬ状態となつて居たのであります。そうしたならば、天子様と馬子とが何故にかほどまで反目をして居られたかと云ひますに、之れには色々の事情が伏在して居た事でしょうが、思ひますに、馬子の専横を憎み給ふたのが一つ、それから當時の政黨の軋轢に依ると云ふ二の理由が最大原因であつたらうと思はれます。

此の大虐事件が行はれたのは、太子十九歳の時で、太子は未だ部屋住みの時代であり、御住居も別の處であつたから、此の事件が行はれて終ふ迄、恐らく御存じなかつたと思はれる、亦此の大虐事件が行はれてからの太子の態度を見るに、史面には顯はれて居ないけれども、太子には附隨せる多少の兵力はあつたにしても、多年の間に培つて來た蘇我氏の勢力には到底敵す可くもなかつたことは明らかであるから、籤をつ



ゝいて蛇を求むる危険の事に手控へせられ、事を荒だてず他日必ずなすあるべしと考へられたものであろう、彼の憲法拾七條の制度であることが、冠位拾二階の設置などは、官紀振肅のためであつた事は勿論であるけれども、一面蘇我氏排済の方策から出たものである事は、後ちに蘇我氏が太子の子孫に取た態度から考へて思ひ半に過ぎるところがある。亦此の大虐事件に就ては、後ちに太子が峻烈な法律に依て、直接の罪人を罰し、彼の東漢直駒の一族を、推古の御代から永く不赦の例に入れて居かせられたのを見ても、太子の御精神が立派に拜察される、此れをしも猶、一部の史家の云ふ如く、太子は蘇我氏と結託して、此の事を起さしめられたのであるなど云ふは、事件の真相を曲解し、當時の太子の御境遇を考へないために起す、以ての外の謬見である。

### 聖徳太子と其の事業

大正九年八月七日印刷  
大正九年八月二十日發行

【定價八十錢】

<div data-bbox="884 661 1181 850" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           聖徳太子 と 其の事業         </div>		<p>著者 高瀬承嚴</p> <p>發行者 東京市淺草區橋場町一二二 里見義隆</p> <p>印刷者 東京市下谷區入谷町三九六 金山佐次</p>	<p>發行所 東京市淺草區橋場町一二二 政教新論社</p> <p>電話 淺草 四三〇二 振替東京 二七三五〇</p>
		<p>博真堂印刷所</p>	



田崎達雄氏著

三 版

# 佛 教 見 たる 社 會 主 義

菊 版 一 二 七 頁  
特 價 五 十 五 錢  
送 料 金 四 錢

三 大 特 色

社會主義を組織的系統的に説述せるは本書特色の一にして一讀社會主義の何ものかを知らしめ現代社會問題の文化的意義を闡明せるは其の二なり。兼ねて佛教徒の指導倫理を明白にせるは其の三なり。

發 行 所

東京市淺草區橋場町一二二

政 教 新 論 社



2-3101 箱  
V

◎宗政論壇上の權威

# ●政教新論

◎教界革新の急先鋒

- ▲教界唯一政治雜誌
- ▲每月五日廿日發行
- ▲一部九錢半年壹圓
- ▲一年貳圓(稅共)



384

237



終